

宜 議 第 4 0 9 号
令 和 4 年 2 月 2 4 日

議 長
上 地 安 之 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 宮 城 克

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 4 1 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 3 年 1 2 月 1 0 日	令 和 3 年 1 2 月 1 0 日	議 案 第 7 8 号、議 案 第 7 9 号、議 案 第 7 4 号、議 案 第 7 7 号、議 案 第 9 7 号、議 案 第 9 8 号、議 案 第 8 6 号、議 案 第 8 7 号
令 和 3 年 1 2 月 1 3 日	令 和 3 年 1 2 月 1 3 日	議 案 第 8 8 号、議 案 第 9 1 号、議 案 第 9 9 号、議 案 第 9 2 号、議 案 第 9 3 号、議 案 第 9 4 号、議 案 第 9 5 号
令 和 3 年 1 2 月 1 4 日	令 和 3 年 1 2 月 1 4 日	陳 情 第 7 3 号、陳 情 第 7 4 号、陳 情 第 7 5 号、陳 情 第 7 6 号、議 案 第 7 4 号、議 案 第 7 7 号、議 案 第 7 8 号、議 案 第 7 9 号、議 案 第 8 6 号、議 案 第 8 7 号、議 案 第 8 8 号、議 案 第 9 1 号、議 案 第 9 2 号、議 案 第 9 3 号、議 案 第 9 4 号、議 案 第 9 7 号、議 案 第 9 8 号、議 案 第 9 9 号、請 願 第 6 号、請 願 第 1 1 号、陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 5 号、陳 情 第 3 1 号、陳 情 第 5 6 号、陳 情 第 6 0 号、陳 情 第 6 1 号、陳 情 第 6 4 号、陳 情 第 6 6 号、陳 情 第 6 7 号、陳 情 第 6 8 号、陳 情 第 6 9 号、陳 情 第 7 0 号、陳 情 第 7 1 号、陳 情 第 7 2 号
会 議 日 数 3 日 間		

2. 会議事項

議案番	議案号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案第74号		令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案第77号		令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案第78号		令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案第79号		令和3年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案第86号		宜野湾市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案第87号		宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案第88号		宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案第91号		喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	同意
議案第92号		令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(1工区)請負契約について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	同意
議案第93号		令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	同意
議案第94号		令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(2工区)請負契約について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	同意
議案第95号		令和2年度西普天間住宅地区造成工事(4工区)請負契約の議決内容の一部変更について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	同意
議案第97号		倉浜衛生施設組合格約の変更について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決

議案 第98号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
議案 第99号	市道の認定について	令和3年 12月9日	令和3年 12月14日	原案可決
請願 第6号	宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願	令和元年 12月6日	—	継続 審査
請願 第11号	嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願	令和2年 9月8日	—	継続 審査
陳情 第9号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情	平成30年 12月6日	—	継続 審査
陳情 第15号	公契約条例の制定を求める陳情	令和元年 6月10日	—	継続 審査
陳情 第31号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和2年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第56号	公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情	令和3年 9月10日	—	継続 審査
陳情 第60号	トロピカルビーチの整備について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第61号	宜野湾市を中心とした交通網の整備について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第64号	ごみ箱と外灯の追加設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第66号	大山小裏・大謝名小周辺の細道について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第67号	犬のふんの放置改善について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第68号	ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査

陳情 第69号	バス停への電子掲示板設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第70号	交通手段の増加・拡大について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第71号	森川公園内のバスケットコートとスケ ボーパーク設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第72号	ごみ箱設置について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第73号	城山団地内丁字路へのカーブミラー追 加について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第74号	市道長田5号へのロードハンプ設置に ついて	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第75号	市道長田13号の全面改修について	令和3年 12月9日	—	継続 審査
陳情 第76号	市道長田1号全面改修について	令和3年 12月9日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年12月10日（金） 1日目

午前10時00分 開会
午後 0時30分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員（0名）

○説明員（16名）

建設部長	又吉 直弘
都市計画課 都市計画係長	新崎 雅也
建築課 指導係長	山城 啓
市街地整備課 市街地整備担当技幹	普天間 朝信
市民経済部長	伊佐 真
環境対策課 課長	浜里 吉彦
上下水道局長	新垣 勉
総務企画課 契約管財係長	真壁 和義

建設部 参事	嶺井 辰也
都市計画課 主査	宮城 陽子
市街地整備課 課長	宮城 政勝
市街地整備課 主任主事	伊佐 真也
市民課 課長	野村 斉
環境対策課 清掃指導係長	仲山 保
業務サービス課 課長	玉元 智
業務サービス課 業務管理係長	親川 巧

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	渡嘉敷 真
------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第78号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第79号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第74号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第77号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第97号 倉浜衛生施設組合規約の変更について
- (6) 議案第98号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
- (7) 議案第86号 宜野湾市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- (8) 議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

第441回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和3年12月10日（金）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第78号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第78号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
お諮りいたします。議案第78号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いたすが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。
では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

○宮城克 委員長 質疑のある方は挙手にてよろしくお願ひします。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 お伺いしたいのですが、この電気保安業務、具体的にどういった内容になるのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 おはようございます。この電気保安業務委託については、緊急に停電したとき用に自家用電気工作物があります。水道局に設置されておりまして、それについては法に基づいた管理をしなければならなくなっておりまして、その業務が今回の業務委託になっております。内容としましては、月々の点検と年1回以上の総合点検という形の分になります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。あともう一つ、コンビニの収入代行になるのですが、これは市民税もたしか沖銀でこの収納代行をやっていたかなと思うのですけれども、同じところでやってもらっているのですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。我々がコンビニ収納を委託している事業者が本庁のほうと一緒に

どうかはちょっと把握していないのですけれども、多分別の会社になると思います。この間、ちょっと契約している業者さんと契約、今後もしていく予定です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 例えばなのですけれども、もし同じところにしたら、その分値段が下がるとか、そういう検証とかは、特にあまり変わらないものなのですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。かえって高くなるのかなと思っています。実際、本庁側の会計システムとうちの調定システム自体がもう別個になっていますので、かえって高くなると思っています。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 コンビニエンス等収納事務委託料なのですけれども、コンビニエンス等とあるのですけれども、コンビニエンス以外はほかにどういった収納方法があるのですか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。令和4年度の契約から等を入れているのですけれども、スマホ決済を考えておまして、同じ事業者のほうでその決済ができますので、ちなみに今年度の2月からちょっと仮運用を考えておまして、来年早いうちには広報していきたいと考えております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 今のコンビニエンスストアの件なのですが、何か所でそういうのをやっているのか、それともローソンとかいろいろあります。その件数が決まっているのか。件数が多ければ、またその金額も上がるのか、その辺ちょっと教えてください。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。県内にあるコンビニエンスストアに関しては、ほぼ網羅しています。県内にはないミニストップとかあと幾つかのコンビニエンスがあるのでのですけれども、本土でも、例えばミニストップとか沖縄にないところでも、今、業者さん間に入っているのですけれども、そちらの業者さんがコンビニストアと契約していますので、そのコンビニエンスストアさんでお支払いいただければ、局のほうに料金が入ってくるという仕組みになっています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 県内には大きなコンビニでファミリー、ローソン、セブンの3社あるのですけれども、これはそれを一括してまとめていく会社が、直営というのかな、管理している会社があって、そこで事務局をしているという考え方でよろしいのかどうか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは特にこだわる必要もないかもしれませんが、県内に事業所を構えていることなのか、あるいはそれは別としても全国でやっているようなことなのか。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。全国で展開している業者さんになります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 差し支えなければいいのですけれども、それは具体的にどういった、何という会社がお答えできればお願いします。

○宮城克 委員長 業務サービス課長。

○業務サービス課長 お答えいたします。岐阜県にあります株式会社電算システムという会社でございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっと基本的なことかもしれないのですけれども、債務負担行為というのは今に始まったことではないですよね。この議案の提出の中で、4条の次に1条を加えるということで、第5条ということが入っているではないですか。今までその項目なかったと理解していいのですか。その辺ちょっと教えてもらえますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 当初予算の中では、この条項があり、補正するという形になっています。

○宮城司 委員 いつもこんなやり方でしたか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 同じやり方です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりたいと思います。

審査中の議案第78号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第79号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第79号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題いたします。

議案第79号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時16分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時16分）

○宮城克 委員長 質疑のある議員は挙手にてよろしく申し上げます。

質疑ありませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1つだけなのですけれども、電気保安業務委託料、これ額を見ると9万2,000円なのですけれども、債務負担行為でやらなければならない理由とかというのがあるのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 4月1日からやらなければいけない業務ですので、3月中で契約をして4月1日から履行できるようにしなければ何か不具合が出たときに対応できなくなると考えています。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 先ほどの水道事業とほぼ同じ内容かなと思っておりますが、この業務委託先についてお答えいただきたいというのと、これは水道事業の委託先と同一なのかどうか、その辺ちょっとお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この電気保安業務に関しては、電気技術者の資格がないとできないということになっていきますので、その業者さんと契約をすることになります。これは、入札なのか見積もりで契約するのかはこれからなのですけれども、この水道と下水道の業者は一緒になります。案分で、会計が違いますので、水道事業で支出する分と下水道事業で支出する分ということで分けています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、これ委託先は今のところまだ決まっていないというようなことなのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 議決いただければ、これから契約の準備に入っていきます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 基本的には市内業者が優先という考え方でいいのでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 市内業者でこの電気技術者の資格を持っている会社がおきませんので、県内の会社、電保安協会とかいろいろあるのですけれども、そういったところになります。

○宮城克 委員長 ほかに。宮城司委員。

○宮城司 委員 今のにちょっと似た感じなのですけれども、市内には技術者がいないということなのですか。この電気保安業務というのは、先ほどもちょっと聞いていたと思うのですけれども、仕事内容というのはそんなに難しい仕事なのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 電気保安業務、これ高圧の電気を取り扱う仕事で、それなりの技術が必要です。また、これらは経済産業省大臣へ報告しなければならず、そういった資格がないとできないということです。法律で決まっていますので、なかなか市内には業者がいない状況です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 電気保安協会ってあるではないですか。ああいう感じのあれですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そこもそうですけれども、ほかにも民間にもありますので、ただ市内にはないというこ

とです。資格を持っている業者は。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時21分)

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第79号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時22分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時25分)

【議題】

議案第74号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第74号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第74号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時30分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時31分)

○宮城克 委員長 質疑のある方は挙手でお願いします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 最後のページ、10ページに、今説明があったとおり、退職者による減ということで書かれておりますが、7ページの職員数のところでは、補正前も後も3名ということで、人数に変動はないみたいなのですが、これ御説明をお願いいたします。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 人数に差はないのですが、要は4月から10月までの7か月分を退職による削減という

形で、カットということです。人数自体は、ここに在職しているということは変わらないので、この休職期間がまた延びたりしたら、またさらに3月補正等で減ということにしたいと思います。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その間の補充、例えば会計年度任用職員で補充したことはないと考えていいのですか。

○建設部次長 人事課等に相談しながら要求はしていたのですが、やはり技術職を伴う任用職員を希望している方になかなか応募がないということで、職員のほうで対応しているということです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 今、7か月休職ということで、約144万3,000円が減となっておりますが、例えばこうのうって給料が減になる、これ全額減になるのですか、それとも何割減とかという考え方なのですか。

○建設部次長 本人に幾分か支払われるものではございますので、全額減ではなくて、休職月数に応じた給付は一応ございますので、100%の減ではなくて、何割か減ということになります。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時33分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時35分)

○宮城克 委員長 質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第74号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第77号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第77号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第77号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時43分）

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 1番と2番、この違いを説明ください。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 まず、1番目の西普天間住宅地区包括業務委託というのが包括という意味で、西普天間住宅地区全体の事業の工事監理の業務となります。この西普天間住宅地区全体の工事監理業務の中で全体の工程と各地区内の工事の工程なのですけれども、こういったのは、進捗管理を行いながら、変更等があった場合に対処する。また、従来までの工程等がございますので、そういった工事の工程監理というのを市としてやっております。それ以外の地区内、西普天間住宅地区の区画整理事業の事業計画書の作成や各工事の調査設計業務、それとあと換地関連の資料作成、あと事業の運営主任として1人委託者の方をある程度年間を通じて、また業務等できる方のそういった人員派遣的な分を市としてお願いして、西普天間地区全体の事業の進捗管理を主とした包括的な業務となっております。

2点目の現場技術業務委託については、地区内の市発注の工事の現場ごとの施工監理、今現在、造成工事であったり、あと地区内の橋梁工事であったり、今年度、本議会で案件として提出しております擁壁工事、こういった各種工事の現場ごとの日々の施工監理を行う業務となっております。これが2番目の主な内容となっております。以上です。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 すると、変更があった場合はどうなりますか。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 変更というのは、そういった積算のほか、やはり変更となると、各工事の工程への影響が出る場合がありますので、業者さんのほうで、先ほど申し上げた琉大さんやその工事現場用地のみならず、車両の出入りとか細かい調整等がございますので、そういった事業を円滑に進めるために変更に係る諸調整も包括の中で対応していただく内容となっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」という者あり）

○宮城克 委員長 審査中の議案第77号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時48分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時00分）

【議題】

議案第97号 倉浜衛生施設組合規約の変更について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第97号 倉浜衛生施設組合理約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第97号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時02分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 倉浜衛生施設組合の規約の変更ということなのですが、今回これ宜野湾市の伊佐にある清水苑が新たに施設になっていくということで、汚泥再生処理センターの新しい施設、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用するというので今回こういった規約変更ということなのですが、この一般廃棄物、学校給食センターの調理残渣に限るとあるのですが、この循環型社会形成推進交付金というのは、学校給食センターの調理残渣以外のものでできないということで理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 今の御質疑にお答えいたします。そういうことではなくて、有機性廃棄物という中で、各プラ、生ごみという形になるのですけれども、その生ごみの供給がしやすい計画量というのがございまして、日に400キロ、これが構成市町の学校給食センターを調査したところ、日量で大体400キロぐらい上がってくるという試算がございまして、その調理残渣を集めて資源化したほうがいいたろうということで組合の中で決定された内容になっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この生ごみ処理は1日400キロ程度というか、400キロ台しか処理できないということで理解していいのですか。

○環境対策課長 そういうことではなくて、計画量が400キロ、若干量が増えたからといって処理できないものではございません。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 計画量ということなのですが、例えばこれ一般理解として、このいわゆる調理残渣というのは学校給食以外からも、例えば料理店とか、そういったところまでの計画とかもあるのですか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 先ほど説明させていただきましたように、日量の有機性廃棄物の資源化というのが400キロと決まっておりますので、今のところはその量をこなしている学校給食センターの調理残渣に限定されております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今、計画が400キロというふうに言われたのですが、最大どのくらいこの施設は受け入れるのですか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 最大容量までは確認してございませんけれども、計画容量が400キロということで、それが頭ではなくて、それ以上に処理ができますよという報告は受けております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 これは、聞けば分かるものですか。

○環境対策課長 もともと既存の清水苑の処理能力が日量130キロ、それが新設になると29キロに縮減される施設になるものですから、それを考えると、それ以上のものというのはちょっと厳しいのかなというのは考えております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今のもう一度分かりやすく説明お願いしていいですか。

○環境対策課長 今の既存の清水苑のし尿処理量が1日当たり130キロを処理する全工程処理施設になっているのです。それが新しく造られる汚泥再生処理センターは日量29キロの処理施設に変わります。その29キロに対して400キロまでの調理残渣を入れて資源化していきましようという計画になっております。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前11時10分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時12分）

○宮城司 委員 残渣の処理について、分離と言うの、脱水と言うの、何て言うの。

○環境対策課長 破砕機、受入れ槽の中にし尿と浄化槽汚泥を入れて、それにさらに給食の調理残渣を入れる、これを破砕するのです。破砕することによって脱水機にかけて分離、要するに液体と固体にわけて、液体は基準値に見合う程度まで希釈をして下水道放流施設に放流すると、固形の部分に関しては、脱水をかけて水分を70%以下まで抑えて、一時的に貯留、収めて発酵させたものを助燃剤として燃料としてこれを熱回収施設で使うという計画でございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、この水分と分けるではないですか、これは例えば今助燃剤として使うということなのですが、使い道というのは何かほかにもあるのかなと思ったりするのですけれども。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 この状態というのが助燃剤化するというシステムになっておりまして、今宮城司委員おっしゃるように、別の用途という形ではなくて、あくまでも出てきたその汚泥の部分に関しては、助燃剤として使うという前提の工程になっております。

（「肥料とかじゃない」という者あり）

○環境対策課長 肥料ではないです。既存の施設は脱水して乾燥して焼却施設に投函して焼却処分されていたのですが、生ごみを混ぜて発酵させることによってその汚泥を助燃剤として使いましようという計画でございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回の議案は、要は再生処理センターで70%以下になったこの物質を移動するために、この新しく業務を追加しなければいけないというふうなことですよね。今、発酵という言葉は初めて聞いた

気がするけれども、発酵させることによって100%はいかんかもしれないけれども、高い水分保有率をその発酵する熱でもって70%以下に抑えるというような考え方でよろしいのか、あるいはもっとほかに何か熱を加えて、あるいは遠心分離機みたいな感じで水分を飛ばすのか、その辺のところちょっと、今回の議案と直接関係ないかもしれないけれども、分かりやすく説明をお願いします。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 脱水機の中に入れて、先ほど申し上げたように液体と固体を分ける際に、水分を70%以下にしますよというのがその処理の流れでございます。その70%に切ったものを貯留バンカーという、この汚泥を収めるバンカーがあって、そこに置くことによって発酵させて、その発酵かすを生かした助燃剤として使うというような形になるのだらうと思うのです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これを発酵することでガスが出る。このガスを燃やすのですか、あるいはそのままその熱を利用するということなのですか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 焼却炉に入れて助燃剤として使うということになっておりますので、恐らく焼却に助けになる材料となります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 そもそも70%以下、要は70%近く水分が含有されているわけです。それが助燃剤になるのですか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 現状の計画の中ではそのようになっております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 これ条例に学校給食センターの調理残渣に限って書かれているのですが、これを入れなければいけないのですか。逆に今後のこと考えて、学校給食センター、要はせっかくそういうのがあるのであれば、学校の給食だけでなく、将来的にですけれども、飲食店などもやっていくことはできないのですかというのが、そういう方向は全く考えていないのかなというのが、この学校給食センターに限定してしまっているのはなぜ限定してしまったのでしょうか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 広域化すると、構成市町全てからやっぱり同じような按分を取らないといけないというルールがございまして、それを民間まで広げてしまうと、収集規模が大きくなって負担が大きくなる、それを最低限、これまでは現処理施設では、業者が乾燥させた汚泥を倉浜に運ぶまでの運搬委託という業務を年間約200万円で事業されていたのですけれども、それを2市1町となると1,000万円ぐらいの予算になってしまうのです。それを圧縮するために、先ほど伊佐哲雄委員からもお話しありましたように、収集運搬の事務規定を増やすということでクリアしようと、ですから倉浜の会計年度任用職員をもって、構成市町の給食センターから調理残渣を収集運搬して、汚泥再生処理センターでリサイクルしようという計画です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今までこの助燃剤、要は調理残渣を混入して、助燃剤というものは作っていないという認識でいいのでしょうか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 汚泥に関しては捨てるしかなかったので、脱水して乾燥させた後に焼却処分という形で処理されておりました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今後、給食センターの調理残渣を用いて助燃剤にして、助燃剤を倉浜に運ぶとなった場合に、今ここで書かれているのは一般廃棄物の収集及び運搬なのですけれども、助燃剤は一般廃棄物に分類されるのでしょうか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 助燃剤化するということでは、廃棄物には変わりはありません。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 一般廃棄物（学校給食センターの調理残渣に限る）と書かれていて、汚泥再生処理センターに持ってくるまでの工程を恐らく書いているはずなのですけれども、助燃剤になったものを倉浜に運ぶ運搬作業に関してのものはないのですけれども、それは一般廃棄物として見るのだったら、限るになってしまうと、助燃剤を運搬するという行為というものはそこに明記されないのでしょうか。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 今、「学校給食センターに限る」は、そこ以外からは取らないという内容で整理されておりまして、その取って、汚泥再生処理センターでリサイクルされた助燃剤をまた再度倉浜に持って行って助燃剤として使うという収集運搬業務の内容になっていると。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 助燃剤を倉浜に運ぶというものはこの規約に書かれていないということですよ。

○宮城克 委員長 環境対策課長。

○環境対策課長 助燃剤をとにかくだりはありませんけれども、学校給食センターからの調理残渣を持ってきて絞ったかすなのですね、最終的にこの助燃剤というのは、その助燃剤にするものをまた持ち帰って熱回収施設で使うという収集運搬業務の事務規定を増やすという内容でございます。

○宮城克 委員長 よろしいでしょうか。

（「なし」という者あり）

○宮城克 委員長 進めましょう。

審査中の議案第97号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前11時30分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時40分）

【議題】

議案第98号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第98号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。

本件については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時42分)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今現在は住所がないということでしょうか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 いや、そういうことではなく、現在でも地番における住所は付されておりますが、今後においては何丁目何番何号ということに持っていくための今回の住居表示です。法律に基づいて、3月議会で上程を予定しております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今よりももっと詳しくなって、その人の自宅の番地がはっきりするというところで理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 現在は、同じ番地が幾つもございます、例えば誤配、あとは例えば救急車とか消防、警察とか、同じ番地なのでどこなのか分からないといったこともございますが、それぞれの一つの建物ごとに住居番号というのがつきますので、そういったものがなくなるということで御理解ください。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 提案理由の中で、行政による効率化ということと、それから生活の利便性に寄与するというふうなことがありますけれども、これもう一度詳しく御説明をお願いいたします。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 例えば行政の効率化とかそういったもの、例えば先ほど話した救急車とか消防車とか、そういったのが着きやすくなる。あとは、例えば行政から通知文を送りましても、幾つか住所があれば違うところに配達がされて、行政から来る書類というのは、やっぱり個人情報が入っておりますので、こういったものは場合によっては開封されてしまった後だと大変なことになります。ですから、そういったことを避けるということもございます。

○伊佐哲雄 委員 地域活動にはなにか影響はありますか。

○市民課長 例えば自治会の地域活動とか災害とか、そういった場合に住所がはっきりするということで分かりやすくなるということで、あと訪問の際、住所が同じだと違うおうちに訪問するというのも防げるということもございます。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 丁目になるとしたら何丁目、今まで宇地泊何丁目とありますよね。その次になるのか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 現在は、宇地泊には何丁目というのは振られておりません。今はあくまで何番地ですので、この住居表示に関する法律でもって、今回何丁目というのをつけます。今現段階では、審議委員会ということでお諮りさせていただいておりますので、それが決定次第、また次の定例会で議会の承認を得るという形になりますので、そのときに正式な形で何丁目というのが決定いたします。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この地域は、この宇地泊区画整理区域内ですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 今回実施する区域というのは、サンエーコンベンションシティ店の部分と宜野湾マリーナの部分においては、埋立てが平成10年にありましたので、これについては宇地泊区画整理地域ではございません。今回、併せて住居表示するところにおいては、第一区画整理事業で、現在やっている第二区画整理事業と合わせた形での今回住居表示を行う予定になっております。上と下のほうで分かれるということです。説明資料の中に図面がついていると思われそうですが、その中で資料の上のほうは既に議決を得た区域でございます。前回議決を得た区域の中には、第一区画整理事業、第二区画整理事業が入っております。ただし、住居表示はまとめて一緒になりますということになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっとこの資料から質疑させていただきたいのですが、昭和63年に議決を得たとあるのですが、僕の記憶では最近この丁目になったのはそんな昔ではなかったような気がするのだけども。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 第一区画整理事業が昭和58年から始まっておりますので、その後終了して、また第二のほうは平成6年からまた始まって、まだ現在は続いておりまして、令和5年1月に完成する予定ということを聞いておりますので、今言ったこの区域においてはまだ住所が番地です。何丁目は一切ありません。何丁目終わったのが真志喜区域まで、真志喜は平成2年で何丁目まで終わっておりまして、その後、飛んで大謝名のほうに行っております。

○宮城司 委員 だから、いわゆる何丁目となったのは、議決を得た昭和63年と出ていますけれども、大分時間差があるって理解していいのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 はい。お話ししたとおり、この区域は昭和63年なのですが、そこは大山から真栄原までが議決を得た区域なのです。議決は得てはいるのですが、宇地泊においては先ほど話したみたいに、区画整理事業があったものですから、この地域はやっていないということです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今回議決予定区域と前回の区域、線の引き方の中で、何か土地の中を斜めに通っている部分があるではないですか。こういった場所というのは、例えばおうちがここにあった場合に、これは何か大きい土地だけでも、また道に沿って分けられているのだったら分かるような気もするのだけれども、この真ん中から通っているもの、これはどうしてですか。

○市民課長 これは、埋立てした地域です、上は。下のほうはもともとの地番です、土地です。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回の議決予定地域と昭和63年の議決を得た地域と一緒に住居表示すると思いますが、資料提供をお願いします。例えば国道58号宜野湾バイパスの埋立てのほうの行政区の境目の伊佐、大山、真志喜、宇地泊という境がありますよね、今の住所。その地図を提供できるか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 確認をさせていただいて、それから提供させていただきます。

○濱元朝晴 委員 そうですね。というのは、今回、街区方式という形でやるとと思いますが、その辺の地域活動がどのくらいの地域でやっているか、そして行政区がやっているところをお願いしたいのですが、それで大丈夫ですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 おっしゃったみたいに、例えば真志喜何丁目とかございますが、皆さん御存じだと思うのですが、この住所イコール行政区ではありませんので、私たちが提供できるのは何丁目何番地とかの区域の部分は提供できるかなと思いますが、行政区はちょっと難しいと思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 いいです。伊佐、大山、真志喜は地番もありますから、その資料で大丈夫です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第98号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時50分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時51分)

【議題】

議案第86号 宜野湾市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第86号 宜野湾市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定につ

いてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第86号については、議案の趣旨説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時52分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時53分)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今回の条例制定なのですけれども、いわゆる普天間飛行場周辺まちづくり事業、そのところに主に関わってくるための条例の制定でよろしいのでしょうか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 まちづくり事業とは直接関係なくて、街路の普天間線の用地補償で拡幅の道路ができますので、そこで建物全てリニューアルされますので、それを契機ににぎわいのあるまちを再現しようということで、地区計画を兼ねながら、建てられない用途も当然決めて、今ここは商業地区ですので、いろんなものができるのです。そういうのを排除しながら、パチンコ屋さんとか、こういった風俗的なものを排除しながら計画。そのために歩道も端部から50センチをセットアップしていただいて、人通りのほうに余裕が生まれるような、千ベロ的に立ち飲みもいいのですけれども、建物、構造物自体がこの50センチ後には建てられないという形で制限をかけながら、それと移転後も当然店舗利用というのが、例えば原則的なもの、これは地権者等とも合意形成を今は個別で当たりながら、そういう項目で今回これ制定しますよと、条例で決めなければ規制ができないのです。要するに強制的な強力なものですから、それをちょっと条例化することによって、町並みの形成が図られるということです。

宜野湾市では、今まで1件もないものですから、今回が初めてで、ほかの市町村では結構な件数あります。北谷町においても結構あります。浦添市、那覇市も当然あります。今の制度では普通にやっているまちづくりの手法です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 いわゆるこれ市内全域に対して建築物の用途の制限とかも市のほうでというか、そこにそぐわないものはちょっと規制がかけられるようになると認識してよろしいですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 資料見開いて3ページ。まとめになってございますので、今回、この地区計画の範囲としては、この3・4・71号普天間線の端部から25メートル範囲、この赤く範囲決めているところにこの地区計画を規制するということですので、市全域ということではないです。ここを限定しています。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 これ理解で合っているかなのですけれども、まずこの条例を制定します。今回は、この資料にある普天間の地区にこの条例を当てはめると、ただもし今後何かこういったまちづくりというの

があったら、そこを新たにここもこの条例に当てはめてやっていきますという、そういう認識でよろしいのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 今は規制されるものとこの区域ということで、随時追加していくような形になります。西普天間住宅地区のエリア内もこういった地区計画をやる予定でございます。ですので、段階的に今後出てくる制度ということでご理解ください。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今ちょっと理解したのですけれども、3・4・71普天間線の25メートルの範囲ってあるではないですか、この25メートルというのは端から端まで25メートルですか、それとも道のセンターから25メートル、25メートルですか。

○建設部次長 歩道の端部からです。この道路のへりから25メートルです。

○宮城司 委員 入っていくということですか。

○建設部次長 要するに拡幅、今の現況ではなくて、今から新しく両側に歩道ができますので、その端部だけです。要するに公共用施設のこの道路境界から25メートルの範囲ということでの条件としております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、実際その立ち退きというのは、この道造るためにやっているではないですか、これというのはこの範囲に入っているのですか、この25メートルの。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 範囲の中に補償物件は入っているのと入っていないのとあります。当然この道路で拡幅する部分は変わるのですけれども、その背後地は入っていない状況でございます。ただ、区域として、通常25メートルの範囲ということで、設置します。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、この25メートル以内の範囲の方で、例えば今、この道路にはかからないけれども、実際この2件目とか建物あるではないですか。そういったのがこの区域指定に地区整備計画で制限がかかってくるのですけれども、現在ある建物というのは、例えばこれは建て替えなさいとかではなくて、次に建て替えるときにはその制限がかかっていますか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 当然そうでございます。要するに建て替えをまず目的としています。ただ、25メートルのこの範囲内に入っている方は、リニューアルするとき、要するに建て替えとか、お住まいになっている方いるのですけれども、そのときは建て替え条件、この道が50センチメートルセットバックというのは、逆にこれは沿道だけ適用していますので、背後地には適用されない。

○宮城克 委員長 ございませんでしょうか。

○宮城克 委員長 休憩します。（午前11時59分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時59分）

○宮城克 委員長 ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めます。

審査中の議案第86号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時59分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時00分)

【議題】

議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第87号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時02分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時05分)

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 いわゆる建築物のエネルギー消費性能の向上をやっている建築物に手数料がついてくるといふふうに理解していいのですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 300平米以上の建物については適合判定が必要になってくると、それについて手数料を設定していると。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今まではそういったこのエネルギー消費性能の向上をしている建物というのは、それは免除されていたと理解してよろしいわけですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 昨年の6月定例会の中で同じように手数料の設定をしています。今回、2,300から2,000平米

という大きなくくりがあって、それを例えば500平米でも1,500平米でも同じ手数料かかるということで行くと、国のほうから細分化したほうが好ましいということで、今回、その文書が昨年の9月に来ていたものから、それに準じて今回300から2,000平米を300から1,000、1,000から2,000というふうに細分化してやっていくこととなりました。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 このエネルギー消費性能の向上って、具体的に例えばもったかみ砕いて言えば、どのようなことになりますか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 建物の外壁とか換気設備、空調設備、給湯設備等、省エネに特化した建物を使用することで、そういったものを審査して、適合しているかどうかを判定するという事です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 例えば太陽光発電とかも。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 太陽光発電についても含まれています。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 具体例というのですか、主に今市内でどういうものがと挙げられますか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○建築課指導係長 市内ですと、今審査しているのは、今から着工していきます普天間飛行場周辺まちづくり事業の交流施設、この法律自体が令和3年4月1日から、条例のほうも6月からということで、そんなに件数がまだ出てきていなくて、なのでうちのほうとしては、こちらのほうの審査と、あとは琉大病院さん、これも審査なので、結構大きい規模のものについて今やっていて、民間のほうですと、宜野湾自動車教習所の裏のほうに綿久さん、あそこが今回増築なさるとということで、700平米の規模のものが出ております。それについても審査して、適合する形でやっております。以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 先ほど太陽光発電とか、あるいは何か蓄電池というのか、何かそういうのって使って、いゆこの建物内で自家発電している、この建物で使うエネルギーの例えば50%は、この建物内で作るとかという何かこんな住宅があるではないですか。それとは違うわけ。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 低炭素に特化するということで、そういったものについては電力を受け取って太陽光を発電させて電力を抑えるという方向で、そういったところも有効ではあるとは思いますが、主に太陽が当たったときの外壁のサイズとか、そういったものとか、空調で省エネルギーに特化した設備を入れる。そういったところの審査も中にはあるので、委員おっしゃるとおり太陽光の部分もありはしますが、太陽光についてはそんなに出てくるものではなかったもので、まだ審査の実績がないのですけれども、外壁とかこういった照明、空調とか、そういったもので省エネに特化した部分について適合しているかどうかというのを判定しています。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 壁あるいは屋根に断熱材を入れて空調の効きをよくするとか、もちろん自家発電とかそ

ういうのものあるのかもしれませんが、自然エネルギーですか、再生可能エネルギーをいろんなところで導入するとかということはあるかもしれませんが、基本的にはこの性能がいい住宅、あるいは建造物、建物というようなことで理解していいのですか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 そのとおりです。省エネに特化すれば、電気とかそういったものについて使用が抑えられていく、その中で低炭素になっていくという考え方です。

○伊佐哲雄 委員 何か指定のそういった例えば機種とかそんなのがあるということですか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○建築課指導係長 指定の機種とかは、どの程度低減しなさいというメーカーさんを指定するというよりは、やっぱり省エネ、この基準に基づいた形の仕様を満たしている機器、それとおのこのメーカーさん同じなので、そこら辺は省エネに適合している機器の選定をしているかどうかを審査する形になります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 例えば壁があって、そこに空気層があって、それに壁があってというような、例えば二重壁があったということで、空気層でもって熱を逃がすような仕組みが取れるような建物も、それは省エネ性能が高いというような基準になるのでしょうか。

○宮城克 委員長 指導係長。

○建築課指導係長 おっしゃっている壁と壁の間の空気層とか、いろいろどういったタイプの断熱の方法が省エネに当たるかという例示がありまして、内断熱なのか外断熱なのか、今おっしゃっている空気なのかといういくつかの組合せの事例で我々チェックしているものですから、今おっしゃっている形も省エネに特化した形かなと思います。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この表を見て、1平米以上から300平米にも手数料という形で21万5,000円とか8万3,000円とかとついているのですけれども、300以下にも適合というか、それを把握しなければならないということで何件ぐらい出てくる予測でしょうか。

○宮城克 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今、300平米を超える建物については、住宅ではないものなのです。件数については、ちょっとこちらで何棟が出てくるかというのはちょっと分かりかねる部分があります。

今、委員おっしゃったように、21万円とか1万1,000円とかあるのですけれども、これについては事前に適合判定をする期間があります。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第87号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後0時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後0時29分)

【議題】

陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について

陳情第74号 市道長田5号へのロードハンプ設置について

陳情第75号 市道長田13号の全面改修について

陳情第76号 市道長田1号全面改修について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について、陳情第74号 市道長田5号へのロードハンプ設置について、陳情第75号 市道長田13号の全面改修について、陳情第76号 市道長田1号全面改修についてを一括して議題といたします。

本4件につきましては、関係者から意見聴取を行うため、12月14日の委員会に出席を要請したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次会は来週月曜日、12月13日の午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後0時30分)

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和3年12月13日(月) 2日目

午前10時00分 開議

午後 2時46分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員(0名)

○参考人(0名)

○説明員(6名)

建設部長	又吉 直弘
土木課 土木管理係長	永山 悟
契約検査課 課長	伊禮 理子

土木課 課長	與那嶺 諭
土木課 技師	大城 寛也
契約検査課 契約検査係長	比嘉 祐一

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第88号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第91号 喜友名23号道路整備工事（2工区）請負契約について
- (3) 議案第99号 市道の認定について
- (4) 議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（1工区）請負契約について
- (5) 議案第93号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（3工区）請負契約について
- (6) 議案第94号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（2工区）請負契約について
- (7) 議案第95号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約の議決内容の一部変更について

第441回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和3年12月13日（月）第2日目

○米須清正 副委員長 おはようございます。本日は、委員長が所要のため、遅れるとの連絡がございました。委員長が出席するまでの間、私が委員長を務めさせていただきます。それでは、改めましておはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の2日目の会議を始めます。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第88号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○米須清正 副委員長 議案第88号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第88号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○米須清正 副委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○米須清正 副委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○米須清正 副委員長 再開いたします。（午前10時05分）

○米須清正 副委員長 では、委員の皆さん、質問があればよろしくお願ひします。真喜志委員。

○真喜志晃一 委員 おはようございます。今回の料金の改正なのですが、宜野湾市においては主に電柱がほとんどだというふうに本会議で聞いたのですが、それ以外にはどういったものがありますか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 今、真喜志委員のおっしゃるとおり、沖電の電柱が3,634本、NTTが2,310本、あと公衆電話、あとOCNのネットワークの配線とかNTTドコモですが、ほとんど電力、NTTが大半です。以上です。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 補足ですが、電柱についている変圧器も含めて、こういうように設定されております。

○米須清正 副委員長 真喜志委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。本来大体全体的な値が100円から200～300円が上がっているのですが、今回の料金改定後、他市に合わせる形なのですか、この金額の改定は。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○**土木課長** これは、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国が料金設定を上げてきたので、それに倣って、3年に1回なのですけれども、宜野湾市のをやってきているということで、各市町村同じような形で、県もそうなのですけれども、やっているものでございます。

○**米須清正 副委員長** 真喜志委員。

○**真喜志晃一 委員** 国が示した料金に変更をしているという認識でよろしいわけですか。

○**米須清正 副委員長** 土木課長。

○**土木課長** 大筋はそうです。

○**米須清正 副委員長** 伊佐委員。

○**伊佐哲雄 委員** 国からこのぐらいの金額ということでお示しをされているという答弁だと思うのですが、沖電だとかNTTとかと交渉は必要ないのですか。

○**米須清正 副委員長** 土木課長。

○**土木課長** 国が上げた金額にすぐ令和4年度から上げるのではなくて、緩和措置というのがございまして、今年度1.2倍、また来年は1.2倍で追いつくような形で設定させていただいています。これは、電力とか事業所の負担軽減とか、今後予算立てとかいろいろそういう状況がございまして、一気に上げるのは厳しいかということで、その軽減措置が設けられております。

○**米須清正 副委員長** 伊佐委員。

○**伊佐哲雄 委員** 議案書の61ページの最後にあるこの2つの条文に当てはまるということですか。

○**米須清正 副委員長** 土木課長。

○**土木課長** そのとおりです。

○**米須清正 副委員長** 建設部次長。

○**建設部次長** ちょっと補足して答えます。既存の電柱を保有している場合、要するに国が定める占用料にまだ満たないものですから、1.2倍ずつ上げていきますよと、今回、この設定金額は、新規に立てるものはこの料金で徴収するようになります。ですので、新たな電柱は、この新しい金額で徴収する。既存のもので、現状満たしていないものは1.2倍という緩和措置があるということで御理解ください。あくまでも新規の額ということで御了承願います。

○**米須清正 副委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** 要するに国で決められていて、あとの採用は地方自治体のほうに委ねられているというふうなことでしょうか。要は、これ市道に立っているものですよ。それは、電力であれNTTであれ、それは法律に基づいてお支払いをしなければならないという立場だということに理解していいですか。

○**米須清正 副委員長** 土木課長。

○**土木課長** おっしゃるとおりです。

○**米須清正 副委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** では、税込増になると思いますけれども、これはおおむね大体どのくらい、年間税込増になるのかというのは計算できますか。

○**土木課長** 占用料というのが地価公示とか社会情勢とか、その辺によって国が決めてくるので、今は地価上がっている状況なので、毎年上がっているのですが、これをまたバブルの時のように下がってきたら、また占用料も下がってくるような形になっています。今年度が2,500万円の占用料がありますけれども、この占用料

改定によって200万円ぐらいプラスになってきます。

○米須清正 副委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 参考までに聞かせていただきたい。これは、市道とかそれから公道だけではなくて、例えば個人の土地に立ったり、支柱があったり、たしか3年に1遍ぐらい入ってくるというようなことを聞いたことがありますけれども、それはこれに準じた形で支払いされているというふうな理解でしょうか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 ちょっと金額までは把握していないのですけれども、個人の土地に入っているのは個人に占用料という形で電力やNTTが支払いしているというのは聞いております。

○米須清正 副委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 私有地のものに関しては、電力だったりNTTだったりと私有地の地権者の方とのやり取りだと思うのですけれども、この政令が変わって改正していく、自治体は改正していくのですけれども、同じように通達は、NTTだったり電力というところでは、このように上がっていきますよという通達は行っているのでしょうか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 通達は行っているかどうかちょっと分からないのですけれども、ただ占用料を先に国が示しているので、上げてくるなというのは分かっているはずなので、電力さん、NTTさんもその辺もちょっとチェックしていると思います。

○米須清正 副委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、私有地とこの沖縄電力やNTTとのやり取りという部分、要は金額が、自治体が上がろうとも、私有地に関してはその辺の料金が上がるかどうかというのは、市のほうでは把握はされていないということですか。据え置きのまま続いていることもあり得るということですか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 把握はしていないのですけれども、据え置きという形はないのかなとは思いますが。

○又吉亮 委員 分かりました。以上です。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 第1種電柱、第2種、第3種にどのような違いがあるのですか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 第2種電柱が今言う電力柱です。第1種電話柱がNTTのもので。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 外径、要するに周りの大きさがだんだん高くなっていくのです。要するに第1種、第2種、第3種の電柱に関しては、多少木柱とか、それより大きなコンクリート柱が2タイプぐらいあると聞いていますけれども、もしかすると今は木柱もないものですから、1、2、3とも全てコンクリート柱の断面が違おうということで御理解ください。沖縄電力が第2種電柱ということですが、2,600円のもので改定している、第2種の電柱が今は電力専用です。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 第3種というのどのようなものなのですか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 すみません。資料がないのでどういったものかちょっと後で答弁させていただきます。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 57ページの第32条第1項の第5号等に掲げる施設と、一番右側、Aに0.005を乗じて得た額とあるけれども、Aというのは何を指しているのですか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 いわゆる面積になります。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 占用面積と御理解ください。占用面積1平方メートル当たりに対して0.005を乗じた額と、ただ宜野湾市ではこれを適用して徴収しているところがないです。これ、要するに地下街とか、そういった形で占有している場合。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 これは、占用で面積1平方メートル当たり250円。これとは関係ない、面積ということで。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 今のは面積なのですが、一番下の250円というのは、臨時的、縁日とかお正月とか、そういった場合に一時的に設けるものに対しては250円とかということです。

○米須清正 副委員長 ほかに。宮城司委員。

○宮城司 委員 今のにちょっと関連するかもしれないのですが、先ほど第1種、第2種、第3種と断面の大きさで違うという話だったと思うのですけれども、この同じ第1種でも電柱と電話柱は値段が違うのはどうしてですか。電話柱というのはちょっと安い、200円ぐらい違うではないですか。同じ、その第1種、第2種、第3種というのは断面で分けられているという中で、金額が違うというのはどうしてなのか。

○建設部次長 第1種の電話と第1種の電柱の断面積は違いますので。要するに電柱の第1種とNTTの第1種は断面が若干違います。要するに過重が違いますので、NTT柱のほうが沖縄電力よりある程度軽い。全部変圧機械が載らないです。その分細いということで御理解いただければと、若干小さいサイズで対応できるということです。ほとんどが共架柱にしていますけれども、ほとんど電力の電柱に共架して線を引っ張っていますので、単体で来るというもありはするのですけれども、そこまで大きく、数はそこまでないということです。ですから、大体共架しますから、要するに架空線ですね。あれだけの占用料を徴収すると。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今、電柱と電話柱が分かれている場合はいいのです。電柱にも例えばNTT線が入っていたりするのがあるではないですか。そういった場合はどうなるのですか。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 共架柱とって架空線だけを占用料としていただくことになります。ただ、沖縄電力は共架した場合は、NTTからも幾分かこの手数料とかを取っていると思います。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、その場合には、今、共架線ということで両方から、これは道路の上を通っている線は1メートルにつき15円もらっていると理解していいのですか。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 おっしゃるとおりです。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 2,500万円から2,700万円ぐらいに上がってくるという話なのですけども、この線と柱の割合というのはどうなっているか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 それでは、うちの手持ちの資料では、分かれ方の割合がないのですけれども、電力柱では3,634本という話しましたが、電話線の量は1,872万1,000円という形になっております。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これ共架線のということ。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 すみません。ちょっと電線と電柱の内訳はございませんので。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 58ページの竹ざおとか1本につき250円とか、その他1本につき2,500円とかある。この竹ざおを道に出したら、1日でこういうふうな金額取るということですか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 まず、話したように、正月三が日とか道路にのぼりとかああいうのが申請出てきたら、1日当たり250円とかというふうになります。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 どこが確認するのですか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 道路において許可ができるものとできないものがございまして、その辺は申請上がってきて、土木課のほうで占用料を徴収しています。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 申請する人は少ないと思いますが、いろんなところに立っていますね。その辺はどう。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 道路に置いているものは、パトロールしながら見つけたら周知、簡単に言えば選挙運動のために道路上に立てているものは、この選対事務所に電話しながら。横断幕とかガードレールに縛っているのもあって、あれでもし許可受けていないものは貼り紙して、占有者に電話入れながら撤去するように、許可を受けたものは、こういうのを貼って掲示していますので、縁日とか、基本的にはテントにくくりつけたりしていますので、道路に直接するというのはなかなか。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 例えば固定したものが一部見るのですが、その場合はやっぱりこの辺のところ取るのか、注意するのか、ちょっとその辺のところどういうふうになっていますか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 本来だったら歩道上とかの部分に置いているのは申請をして、許可を受けてとなるのですけれども、今おっしゃるように、無断でやっている方も見受けられます。

○米須清正 副委員長 ほかに。宮城司委員。

○宮城司 委員 今回のこれというのは、高压電線とか、それは違うの。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 あくまでも道路上にあるものなので、道路上の高圧は6,600ボルトがマックスなので、それが送電線の鉄塔とか、ああいうのは道路にはございませんので、おっしゃるとおりです。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、今、第1種、第2種、第3種というのには入ってこないの。

○土木課長 送電線の鉄塔は入ってこないです。

○米須清正 副委員長 土木管理係長。

○土木管理係長 第1種、第2種、第3種の取扱いなのですけれども、主に第1種で変圧器とかということで、電線が3条までのものを第1種と、第2種については4条から5条もの、第3種というのが6条以上というものです。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 1条当たり、電力の電線は3本で電気が安定するように流れています。それを1条という形で表現しています。それで、これが1条なのか2条なのか3条なのかという。

○米須清正 副委員長 以上でよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○米須清正 副委員長 休憩いたします。(午前10時30分)

○米須清正 副委員長 再開いたします。(午前10時33分)

○米須清正 副委員長 審査中の議案第88号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○米須清正 副委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。ありがとうございました。

○米須清正 副委員長 休憩いたします。(午前10時35分)

○米須清正 副委員長 再開いたします。(午前10時45分)

【議題】

議案第91号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約について

～質疑・答弁～

○米須清正 副委員長 次に、議案第91号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第91号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○米須清正 副委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○米須清正 副委員長 休憩いたします。（午前10時48分）

○米須清正 副委員長 再開いたします。（午前10時53分）

○米須清正 副委員長 何か委員の皆様、御質疑がありましたらよろしくお願ひします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 1つ内容を教えてください。資料に、66.2メートルとありますけれども、これは今回の工事の全長距離というか、長さということで理解していいのでしょうか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 橋梁、足と上の桁がございますので、この桁の長さが66.2メートルということです。

○米須清正 副委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その中に橋台が1基で橋脚が4基というふうな記載がありますけれども、裏面の資料を見ますと、橋脚がP1からP5まであって、橋台がA1とA2があるのですけれども、これどういうふうに見たらいいのでしょうか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 今回の3工区は、西普天間住宅地区側からのスタートになりますので、前回、6月議会で1工区の話をしました。その際、ボックスカルバートがあって、最初に土留めみたいのがあって、それが橋台という橋の始まりなのです。橋脚というのは、この独立した足です。今回、2工区の分については、A2橋台というのがありますので、擁壁とか土を持ってきて橋が、桁が始まるスタートがA2です。橋脚がまた4基ですね。このちょっと門形みたいなですね。

○米須清正 副委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これからすると、この右側の2つは、この1工区の中に入っているというような内容なのですか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 そうです。標準図で参考にとということで今回入っています。

○米須清正 副委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、工期は大体どのくらい見ているのでしょうか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 15か月ぐらいを見えています。契約では、令和5年3月完了となっています。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。ありがとうございます。

○米須清正 副委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 今回、喜友名23号の請負契約という形になるのですが、その前に1工区やっていますよね。もう完成しているわけですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 1工区の工事を始める前に、污水管がどうしても橋脚部分に邪魔になる部分があって、それはちょっと下水道課のほうに依頼して、今一生懸命工事をして、かかる部分を移設してもらっている状態で、

うちの請負業者は本体工事に取りかかるように、その準備をしています。6月契約ではあったのですがけれども、管が近くに走っていたりして、再度掘って確認したりとか、その工事を進めるための準備を今している最中です。

○米須清正 副委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 というと、並行に進めていくということで考えていいのですか。そして、用地買収がありますよね。その辺も併せて伺います。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 工事については1工区と2工区がたまたま分かれているような形になっているので、競合するところは真ん中辺りぐらいかなというふうに考えております。用地買収については、まだ今年はされていません。

○米須清正 副委員長 ほかに。宮城司委員。

○宮城司 委員 用地買収まだされていないということなのですが、これはどんな予定になっているか、そこを買っていない理由というのはどうしてなのか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 交渉は続けているのですが、売ってくれないということで話が進んでいない状況です。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 方法としては、今後進めていく上で、市としては買いたいと言っているのだけれども。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 本人がどうしても売らないというのだったら、共同所有という形になるかと思えます。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 先ほどこの2工区の工期は、令和5年3月という話だったのですが、これ喜友名23号、ここまですらなくてもっとありますよね。ここまでするか。

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 喜友名23号の延長は、620メートルございます。これは、西普天間地区にも入っている部分が270メートルございます。それ以外の国道58号から地区に接するまでの間が約350メートルということで、土木課の持ち分としては、この300メートル区間に橋梁を建てるという事業になっております。

○宮城司 委員 ということは2工区から……

○米須清正 副委員長 土木課長。

○土木課長 1工区終わっていて、2工区今回します。3工区が図面見たらお分かりかなと思うのですが、まだ桁が載っていないのです。3工区で桁とか、今回2工区分がこの分なので、桁がここまでなのです。1工区に桁がないので、3工区はもうほぼ桁の工事がメインになってきて、あと道路附帯構造物をやってくるような形になります。3工区の発注もございました。

○米須清正 副委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっと勘違いして、県道81号線までが23号というわけではないということですか。

○土木課長 喜友名23号は、こちらの部分、この西普天間線がございまして。この突き当たりまでが喜友名23号です。西普天間住宅地区の大きい街路がございまして、それまでの突き当たりが喜友名23号となっています。

○米須清正 副委員長 ほかにありませんか。

(「進行」という者あり)

○米須清正 副委員長 休憩いたします。(午前11時10分)

※委員長交代あり

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時15分)

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 今回の契約、工期は令和5年3月31日ということでしたが、第1工区、第2工区、そして第1工区がまだ終わっていない、契約も難しい、いろいろある中で、この工期に対して第2工区、延びる可能性があるのではないかなと本員は思いますが、その辺の。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 1工区と2工区は幸い離れているので、そんなにお互いの影響がないのです。ただ、確かに現場掘って見ないと分からない部分もございますので、工期変更の可能性はございます。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時17分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時18分)

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回、7社が入札参加しておりますが、これを見たら4社が無効になっているということで、その辺の理由が分かりましたら説明お願いできますか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 当該入札無効の理由については、この4社とも全て応札額が最低制限価格以下であったため、無効となっております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回この見積りに対する金額は例年通り入札というか、それで理解していいのですか。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時21分)

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 今回の入札についても通常の工事請負契約につきましては、事前に予定価格を公表しております、それで最低制限価格については当日しか公表しません。

○濱元朝晴 委員 ありがとうございます。理解しました。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回の予定価格が9億3,000万円ということで、割と規模的には大きな金額の工事なのかなと思っていますけれども、これ指名競争入札ですよ。今、無効を含めて7社の企業が応札をしてくれているというようなことなのですから、それは指名した企業は全て入札していただいているという理解で

いいのですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 今回の入札については、公募型の指名となっておりますので、全員が手挙げてきて、そのまま指名委員会です承してもらっているのです、辞退とかそういったのはございません。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 気になるのが、市内優先ということで多分やっていらっしゃると思うのですが、この公募型、手挙げてくれた企業の皆さん、これ市内企業ですか、あるいは市外もあるのか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 今回は公募の中では、全部市内ということで限定して応募してもらいました。以上です。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 これは、市内に事務所を構えている企業に限定をして公募したというのをあらかじめ申し出てからその入札をしていただいているという理解でいいのでしょうか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 おっしゃるとおりです。

○伊佐哲雄 委員 分かりました。ありがとうございます。

○宮城克 委員長 ほかに。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今の関連で、この7社とか共同企業体になっていますが、全部市内の業者なのですか。それとも市内の業者を組み合わせ入れてという形なのですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 市内の業者でA、B、Cございます。その中で共同事業体をつくって公募してくださいという条件を付してあります。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時26分)

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 今回のこの2工区の発注なのですが、西普天間地区が結構大型案件工事を発注しています、普通の指名にしますと、できるかできないかというのがちょっと分からないところがございましたので、本当にできるところに手を挙げてもらいたいということで公募にしました。

その結果、7JV来ております。JVの頭はAということで、必ずAが親になってもらって、あとAABでもいいです、ABBでもABCでもいいような形でチームを組んで出してくださいということで、頭はもうとにかくAということで、そういうふうな形で応募してもらいました。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 補足で。まず今回は自主結成をしてください。こちらから指名する場合は、AもCも、A、B、Cも全て決めるのですよ、市が。選定したこの中からスクラム組んでくださいということで限定するわけです。それ以外の者とは組めないという形になるものですから、それで今回自主結成ということは、AからCの中で、トップはAですよということでの自主結成で応募してくださいということで、指名と違うのは、

市がAもBもCも確実に決めて、この中でスクラム組んでくださいというのと、自主結成してくださいというちょっと違いがあります。公募と通常の指名の違いがあります。ちょっと分かりにくいのですけれども。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 資料提供を、例えばAというのが特Aか分からないのですが、A、B、Cとかその辺の一覧表というのがあるのかどうか、あったら資料提供をお願いできますか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 資料提供いたします。

○宮城克 委員長 よろしいですか。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほどの指名競争入札の場合は市がこの中で組んでくださいという、要は会社がA、B、C、Dとランクがあるのですね、公表されているのは、この中でAが1社、Bが1社、Cが1社を、この登録されているこの中で組んでください、それで応募してくださいということなのですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 指名の場合は、今回は7JVなのですが、Aを7社入れて、Bを7社、Cを7社、この中で組んでくださいというのが通常の指名、AもBもCもうちが上げた会社の条件の中でチームを組んでください。公募は、Aが頭であと市内業者ならどれでもいいですよということなので、だからC入っていないところもありますし、B入っていないところもございまして、極端な話、Aが3つで1JVでもいいという考え方なのです。それで、自由にチームを組んで出してもらっているというちょっと違いがあります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 要するにAのグループが7社、Bのグループが7社、Cのグループが7社で、それぞれA、B、Cからいわゆる1社ずつで組んでくださいというのが指名競争入札ということでのいいのですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 おっしゃるとおりです。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第91号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時35分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時40分)

【議題】

議案第99号 市道の認定について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第99号 市道の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第99号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時41分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時43分)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今回、この佐真下第二土地区画整理事業のところで、いただいている資料、色がついているところは市道認定既にされていて、今回新たに認定するのが真栄原66号と68号のこの矢印の色がついているところで、それ以外に色がついていないところは、今後市道認定をされる、整備が済み次第されるということよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 おっしゃるとおり市道認定していく予定でございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 この市道認定されていない部分に関してで、既にもう道がきれいというか、場所どこと言ったらいいのか、真栄原68号の終点からずっと下に行った辺りと、ここら辺はたしかもう舗装されていたと思うのですが、そういうのもこれからという形ですか。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 路線ごと全部整備ができて、排水もできるようになったら認定するということです。それまでは市街地整備課のほうで管理、整備してもらっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回、真栄原66号、68号、長田の38号、いずれも幅員が6メートルということであるわけですが、市道認定する場合の基準というのを改めて説明いただけますか。幅員の基準です。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 一応原則4メートルです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今回、6メートルという比較的余裕のあるこの造りになっている、傾向としてはいい傾向かなと思いますが、佐真下の地域においては、この6メートルという道路をあえて確保したというふうな意味合いで捉えているのか、計画的なところで、例えば比較的今言ったように、狭隘でない地域においては、できるだけ4メートルというようなことではなくて、5メートルでも6メートルでもできるだけ幅広い道を確保するというような傾向として、お考えとして持っているのか、ちょっとお聞かせください。

○宮城克 委員長 土木課長。

○**土木課長** 区画整理事業の中でやっぱり道路を整備するに当たっては、狭隘な道路には6メートルを基本として、4メートルも一部あるのですけれども、生活道路は6メートルという感じで事業を行っております。

○**宮城克 委員長** 伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** 実際に道路を車がすれ違うときには、やっぱり窮屈な思いをしながら、危ないというふうな印象を持ちながら通る場合があるのです。今後の市街地開発の中においては、今課長がおっしゃったような、できるだけ幅を持たせたいというようなところについては、おおむね市民の皆さん方には御理解いただいているのではないかと、その辺は例えば市民の皆様方への担当部局としてのお考えというのは発しているというようなことはありますか、これまで。

○**宮城克 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 区画整理で事業を行う場合は、ちょっと面になってしまうので、宜野湾市全体の話とはちょっと違ってくるのです。その面の地区による事業では、そういうふうに6メートルという認識は皆さん持っていると思うのですけれども、それ以外の既存道路、宜野湾市が整備するのだったら、本来だったら6メートルがいいのでしょうか、どうしてもはしょってとか、事業費とか、いろいろございますので、その辺は必ず6メートルということではないので、周知されているかはちょっとニュアンスが違ってきます。既存市街地とこの区画整理事業でやる場合のですね。これちょっと答えになっていますか。

○**宮城克 委員長** ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。又吉亮委員。

○**又吉亮 委員** 以前に路線名付けるときに、起点の左側の字名を路線名につけるといふふうにお伺いしたのですけれども、今回、どちらも真栄原66号と真栄原68号というふうになっているので、この起点の左側は真栄原という字名になるという認識でよろしいのでしょうか。

○**宮城克 委員長** 土木課長。

○**土木課長** ここはまだ住居表示がされていない地区になっています。道路についても今のとおり、真栄原66号とは言っているのですけれども、もし住居表示でちょっと不具合が出てきた場合とか、そういう場合は変更の可能性があるのかなと思いますけれども、ただ今まで大体そういう変更はございません。

○**宮城克 委員長** 又吉亮委員。

○**又吉亮 委員** では、今回路線名として佐真下何号とつけずに真栄原何号とつけた理由というのは何かあるのでしょうか。

○**宮城克 委員長** 土木課長。

○**土木課長** 行政区が佐真下区自治会というのがございませぬ。真栄原区自治会というのに皆さん入っているので、その辺でなっているのかなと思います。

○**宮城克 委員長** 又吉亮委員。

○**又吉亮 委員** 西普天間住宅地区の市道認定をする際に、たしかこの道路は安仁屋地域を多く通るから安仁屋という路線名にしたほうがいいのではないかという議論があって、その際に起点の左側の字名を取っておりますということで、たしか喜友名何号というふうに路線がついたはずなのです。なので、あのとき安仁屋という言葉が出たときの議論で、行政区に今安仁屋がないからという話はなくて、起点の左側の字名をつけていますという話だったのです。ですから、今住居表示がないから佐真下という路線名をつけていないという説明になるならば、あのときも安仁屋という行政区はないのでという説明になるはずなのです。ですので、僕がちょっと疑問に思ったのは、この起点の左側の地域が真栄原というところになっているのか、でも

今字佐真下でありながら、起点の左側はという部分のこのちょっと整合性が僕にはちょっと今取れていなくて、真栄原という路線名をつけたという理由が何かあるのかなということをお伺いしたいです。

○宮城克 委員長 土木課長。

○土木課長 西普天間住宅地区はさっきおっしゃっていたとおりなのですが、佐真下第二土地区画整理地区は、ちょっと何で真栄原とつけたかというのは、すぐには答弁しかねます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。

○宮城克 委員長 ほかにないでしょうか。いいですか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第99号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時58分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時59分)

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時59分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後1時30分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(1工区)請負契約について

議案第93号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約について

議案第94号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(2工区)請負契約について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 午後の会議を進めてまいります。

議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(1工区)請負契約について、議案第93号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約について、議案第94号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(2工区)請負契約について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件については、提案趣旨説明を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後1時31分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後1時35分)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今回の議案の92号、93号、94号の全体の、1工区、3工区、2工区が分かる1枚の見取り図というのですか、地図上で分かるような資料をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 今要求のありました資料、1枚紙にして用意いたします。

○宮城克 委員長 準備できる間、そのまま続けていきましょうか。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後1時37分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後1時45分)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 まず、議案第92号の入札結果のところ、72ページに不参加が1社と、77ページは失格と不参加、82ページが失格2社の不参加が1社、この説明をお願いいたします。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 まず、議案第92号の不参加理由なのですが、恐らくなのですが、こちらの業者さんは、先ほど議題に上がりました議案第91号、喜友名23号道路整備工事の2工区の落札業者になりまして、前の入札で落札をしたので、今回の西普天間の築造工事については入札参加を見合わせたのではないかと思います。

続いて、議案第93号の失格についてなのですが、こちらアメリカンエンジニアコーポレーションとあと大友工業さん、共同企業体の失格なのですが、こちらは先ほどの1工区の落札業者になっておりまして、すみません、ちょっとその前に、こちらの入札方法について説明申し上げます。今回のこちらの92号、93号、94号、1工区、3工区、2工区につきましては、入札方法が取り抜け方式という入札方法を行っておりまして、この取り抜け方式の目的としましては、中小業者の過大受注による品質の低下とか、あと受注機会の均衡によって、市内経済を活性化に導くというものでして、開札から入札まで重複する期間とか、同一業者の工事で工期が重複する場合とか、参加企業が半数以上重複する場合に適用されている入札方法になりまして、この入札方法を取りますと、まず入札においては設計金額が高いほうから入札をしていきまして、先に開札して落札した業者は後の入札については失格という扱いになっております。こちらは、事前に入札通知書の中で、本案件に該当する工事の入札の案件については、取り抜け方式を採用しますということで、通知にも事前うたわれておりますので、それで業者さんは分かった上で応札しております。

この3件については、取り抜け方式というのを採用しているのですが、先ほどの3工区については、失格

というのは、先ほどの1工区の落札業者になっておりますので、失格というふうな扱いになります。取り抜け方式による失格という扱いになっておりまして、入札には参加しておりません。

不参加につきましては、先ほどの業者さん、喜友名23号の落札業者さんになりますので、同じような理由で参加を見合わせています。

次の最後の2工区なのですが、こちら富士建設・大日グループの失格があるのですが、こちらは3工区の落札業者になりますので、それは取り抜け方式による失格ということです。以上になります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。今回は、この3つの工事は取り抜け方式で採用したから、先に落札したところはその次はもう失格という形に自動的というか、強制的になる。不参加のところに関しては、いわゆる別の案件、取り抜け方式とは関係ないものですが、要は別の工事を受注したので、自ら参加しなかったということによろしいのですか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 辞退につきましては、前日までに入札辞退書を提出する形か、もしくは当日はその場で、入札の場で辞退と書いて投函するかのどちらかになりまして、前日までに辞退をする、同じ日に入札いたしておりますので、なので前日までに辞退を出せないの、それ以降の工事については投函するまでもなく不参加という形になったということです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 取り抜けの場合は失格となるのだけれども、参加はできると理解していいのですか。

○契約検査課長 取り抜けについては、西普天間の1から3工区までを取り抜けにしますので、喜友名23号の入札に参加したいということであれば、参加できます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 では、結局、余裕があれば参加できるのですね。法律的にできるとかできないとか、そういう何か縛りがあるのですか。例えば取り抜け以外にそういった入札の何かあるのですか。1つ取ったら次は取れないとか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 特に縛りはないという認識で、受注できる能力がある業者であれば、そのまま入札に参加しているかもしれませんし、それは取り抜け方式を採用したのは、市内業者の受注機会の拡大ということを踏まえて、3工区に分けて、1社が独占して受注しないような、機会の均等を図るため、こういう方式にされているかと思っております。

○宮城克 委員長 ほかに。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 地区界というから、この境界というか、外れのほうだということでは分かりますけれども、これで見ると、例えば2工区と1工区は、もしかしたらこの左側というか、西側なのかな、ここは民間の一般の住宅用地だったかどうか、それちょっと曖昧ですけども、その辺ちょっと今もし資料があればお答えいただけますか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 以前、返還前のことでよろしいですか。

○伊佐哲雄 委員 今後の跡地利用のことです。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 これからの開発ですと、お配りしましたこの図面で、外周、ちょっと細い線で載っているのですが、これは宜野湾市で整備する道路になっていますので、地区界沿いに道路があります。道路も6メートル、8メートル、10メートル道路とありまして、基本的には地区界は道路が張りついて、その地区界から、道路から向こう側は宅地になっているという形の配置計画をしております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 多分十分考慮された設計になっているとは思ってはいるのですけれども、そこで景観、先ほど10メートルぐらい高さがあるというふうなこともおっしゃっていましたので、そのいきなりどんというのではないと思います。傾斜も持たせながら威圧感、圧迫感がないような設計になっているとは思いますが、その辺は配慮したところ、特にここは注意しましたみたいなどころがあれば教えていただきたいのですけれども。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 地区界については、地区外から見れば、確かに今お話のとおり圧迫感を与えるという形に配慮しないといけないと思うのですが、地区界に面した部分ももう軍用地になっていまして、軍用地のすぐそばに何か施設があるのではなくて、ある程度緑地や緩衝地帯として幾らかございますので、今この地区界付近の景観の配慮に関しては、地区外に圧迫感を与えないようにという配慮を今回は行っておりません。地区外に関してはですね。地区内では高さがありますので、地区内から見る景観というのは、逆に上がっていますので、そういった領域の圧迫感とかは感じないかと思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、伊佐委員と同じような関係で、今地区外のほうの軍用地とかなっていて、地権者とも話し合いとかしないと、景観とかそういうのは高いわけですね。その辺のあれは、交渉とかそれはうまくいって、状況、擁壁造るということでいいのですね。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 今回、西普天間住宅地区は御存じのとおり返還された土地の設計、造成という形で、この隣接したキャンプ瑞慶覧のコリドー地区だったりキャンプ瑞慶覧であったりというのは、今後、返還された後に、その返還地のまた造成というのは、近隣側と整合性が取れる形になるかと思っておりますので、この辺は今回お話のあった地区外の地権者との調整はまだ行っておりませんし、地区外の計画については、返還された後で土地利用を図る上で、そういった隣地との整合性も図りながら、造成計画は設計されていくものだというふうに考えております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 要するに地権者とのまた擁壁造って、その辺の整合性、景観にする計画で進めているということで理解していいわけですね。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 前にちょっと説明受けたとは思いますが、最低制限価格の設定の仕方というのをまた教えていただけますか。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時00分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時02分)

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 最低制限価格の設定についてなのですが、宜野湾市のほうでは基準の要綱を制定しておりまして、まず対象となる契約については、原則として予定価格が130万円を超える建設工事及び予定価格が50万円を超える委託業務、こちらについては測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、磁気探査も含まれます。補償関係コンサルタント業務及び現場建設調査業務も含む中で設定をしております。

最低制限価格の算定方法につきましては、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき直接工事費とか共通仮設費とかありまして、それらの具体的に設計の基準については事前に公表されておりますので、それに基づいて入札に参加していただいております。

○又吉亮 委員 すみません。休憩をお願いします。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時03分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時10分）

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 どの工事請負契約書にも記載されているところなのですが、特約条項の下に、上記の工事について、発注者（以下「甲」という）、この2行目なのですが、信義に従って誠実にこれを履行するものとするという意味としては、例えばこの落札価格での工事の額からの変更は、その部分に引っかかってくるのか、この額に対して。信義に従って誠実にこれを履行するものとするというのは、これを履行するのこれというのは、額に対してにかかっているのでしょうか。例えばその後追加工事とか、そういったときになったときに、この部分は何を意味するのかというところがちょっと気になるのですが。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 これを履行するものとありますけれども、この工事契約全般のこの工事、こちらで言うと、例えば1工区の工事について、この信義に従って誠実に履行することを約束するというふうなことです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一つなのですが、その下、甲乙とあって、この契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名、押印の上、各自1通を保有するものとするところなのですが、甲の宜野湾市のほうが印のマークがないのですが、当事者記名、押印の上となっているので、恐らく宜野湾市側も押印しないといけないのですが、印のマークがない、宜野湾市は押印しなくていいということなのでしょうか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 宜野湾市も本契約、これ一応資料として案をつけているのですが、宜野湾市も押印しております。契約書につきましては押印しています。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 こちら、ちょっとシステム上の問題か何かちょっとあれなのですが、通常は仮契約書と同一の形で、本契約については印を押した形で契約を交わしております。

○宮城克 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第92号、議案第93号、議案第94号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第95号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約の議決内容の一部変更について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第95号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時20分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時30分）

○宮城克 委員長 議案第95号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時31分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時39分）

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 1番と4番、5番かな、1番はあれですか、掘ったら固いのが出たということですか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 そうですね。琉球石灰岩の中で、大分固めのやつが出てきて、当初は想定していない数量あったものですから、変更しております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今の説明、1番と4番と5番に関しては、実際工事に入ってみないと分からないというか、だから後から追加になるのも仕方ないというか、これ実際やってみないと分からないかなと思ったのですが、例えばこの②、⑥の部分は低いから雨がたまるかというのは、これ最初に分らないものなのですかというのが1つと、あとは3番の仮設道路、この仮設道路ももともとは道路を造る予定ではなく工事をしていたということなのですかという2点をまずは。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 まず、2、6の沈砂池の設置なのですが、図上、①のところの上にも既存の沈砂池がございまして、この場所なのですが、これまでの工事ではある程度この沈砂池で地区内の排水というのは賄っていたのですけれども、この辺で出土の置き場がなくて、どうしてもやはりここを一部土地利用せざるを得なくなっておりまして、ここが近場的に近いですので、将来的に、次年度以降、ここに沈砂池設置というのを予定したのですが、どうしてもこの辺のスペースがちょっと必要になったことから、将来的に予定していた沈砂池を先行した形、本工事で、沈砂池の築造を早めたということになっております。どうしても残土排出等をこの4工区の工事で発生した土を、実際この沈砂池をつくるために、ここで発生した1万5,000立米余りの土というのをどこかに運ばなければいけなかったのですが、それを当初ここに運ぶ予定だったので、一旦運んで来年以降ここへ移す予定だったので、それを早めて直接ここに運んで、併せて沈砂池まで築造していくという形で、先行した形で工事を指示しております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 沈砂池の説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 先ほど言った赤土流出防止のために、雨が降って、工事箇所だけだとどうしても赤土混じりで水が流れていきますので、それを一時的にためる、貯水池といいますか、池というのですか、そういったのを設けて、しばらくたつと、土の粒子というのが下がってきて、上水は透明になっていくので、透明になった水をポンプで排水していくというのが、こういった大きな開発現場では処置しなければいけない施設となっております。県の赤土流出防止条例ですか、その中で1,000平米を超える開発、造成する場合は、その面積に応じたある一定の沈砂池を設けるとというのが県の条例で、それはまた届出することになっていきますので、この計画についても変更で県に届出をして、こちらの沈砂池を追加で造成として加えております。以上です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 いわゆる、そもそもこの②と⑥に関しては、将来的にやる予定だった工事を前倒しして、今回追加でやったということで理解してよろしいですね。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 そうなります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。あと③番の仮設道路のところに関してお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備課市街地整備担当技幹 仮設道路については、今回、令和2年度4工区という形で出させていただいているのですが、令和元年度の3月に、その前身となる1工区、2工区、3工区というのを発注してございまして、その中で一度造った通路になっております。やはり1年以上経過して、現場で大分穴が開いたりしていますので、既に貼ったやつに上からかぶせる形で、補修も含めて4工区のほうで実施しているという状況となっております。これは、工事が進み中で水たまりができていたりしてきていますので、幅員もちょっと広げる必要がある場所等がございましたので、追加業務として既にあった仮設通路の補修を含めた追加として4工区のほうで工事するとしております。

○宮城克 委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第95号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時44分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時45分)

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は明日の午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後2時46分)

經濟建設常任委員會會議錄

○開催年月日 令和3年12月14日(火) 3日目

午前10時00分 開議

午後 3時35分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	伊佐 哲雄

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	真喜志 晃一

○欠席委員(0名)

○参考人(1名)

参 考 人	佐藤 堅太郎
-------	--------

○説明員(0名)

○議会事務局職員出席者

主 事	渡嘉敷 真
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について
- (2) 陳情第74号 市道長田5号へのロードハンブ設置について
- (3) 陳情第75号 市道長田13号の全面改修について
- (4) 陳情第76号 市道長田1号全面改修について
- (5) 議案第74号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第77号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- (7) 議案第78号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)
- (8) 議案第79号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (9) 議案第86号 宜野湾市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- (10) 議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (11) 議案第88号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- (12) 議案第91号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約について
- (13) 議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(1工区)請負契約について
- (14) 議案第93号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(3工区)請負契約について
- (15) 議案第94号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(2工区)請負契約について
- (16) 議案第95号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(4工区)請負契約の議決内容の一部変更について
- (17) 議案第97号 倉浜衛生施設組合規約の変更について
- (18) 議案第98号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
- (19) 議案第99号 市道の認定について
- (20) 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- (21) 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願
- (22) 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (23) 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- (24) 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- (25) 陳情第60号 トロピカルビーチの整備について
- (26) 陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について
- (27) 陳情第64号 ごみ箱と外灯の追加設置について

- (28) 陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について
- (29) 陳情第67号 犬のふんの放置改善について
- (30) 陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について
- (31) 陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について
- (32) 陳情第70号 交通手段の増加・拡大について
- (33) 陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について
- (34) 陳情第72号 ごみ箱設置について

第441回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和3年12月14日（火）第3日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の3日目の会議を始めます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について

陳情第74号 市道長田5号へのロードハンプ設置について

陳情第75号 市道長田13号の全面改修について

陳情第76号 市道長田1号全面改修について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について、陳情第74号 市道長田5号へのロードハンプ設置について、陳情第75号 市道長田13号の全面改修について、陳情第76号 市道長田1号全面改修について、以上4件を一括して議題といたします。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

※現場視察を行う。

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前11時55分）

○宮城克 委員長 本4件につきましては、質疑の段階で継続審査としておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。
（午前11時55分）

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

- 陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について
- 陳情第74号 市道長田5号へのロードハンブ設置について
- 陳情第75号 市道長田13号の全面改修について
- 陳情第76号 市道長田1号全面改修について

～参考意見聴取～

○宮城克 委員長 陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について、陳情第74号 市道長田5号へのロードハンブ設置について、陳情第75号 市道長田13号の全面改修について、陳情第76号 市道長田1号全面改修について、以上4件を一括して議題といたします。

本4件につきましては、前日お諮りしたとおり、参考人から意見聴取を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時02分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時05分)

○宮城克 委員長 本件の参考人として長田区自治会より佐藤堅太郎様にご出席いただいております。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼申し上げます。早速本件に対する説明を聴取して調査を進めていきたいと思っております。

では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員会の質疑に答えていただくようよろしくお願いいたします。

では、最初に、陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加についての陳情を本人のほうから内容を御発言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 発言が許されたので、説明したいと思います。

陳情の要旨といたしましては、城山団地内の丁字路にある片方向しか見えないシングルタイプのカーブミラーを左右両方見えるものに取り替えることを要望します。理由といたしましては、一応土木課の方からは、隅切りになっているので安全だという説明は受けたのですが、それは車とか何も止まっていない状況ではあるのですが、国道とつながっていないから、車が入った場合、左側のおうちのちょうど交差点の角のところちょうど駐車場があって、左側に車が止まっているときというのは、隅切りという前提が崩れるのです。なおかつ、この城山団地の中の道というのは、国道330号への抜け道になっており、交通量が多いということ、あと抜け道なのでスピードも結構出ている車が多いのです。一応柱とかにはスピードは出さないよというものはあるのですが、守られていない状況です。

また、以上大きな理由といたしましては、周辺の住民がもう強く要望されているということだったので、

一応土木課よりこういう答えが返ってきましたとは説明はしたのですが、まだ諦め切れていない状況でしたので、本日、この陳情を出させていただきました。以上になります。

○宮城克 委員長 では、委員の皆様、今の参考人の説明内容、それから午前中現場の視察も行ききましたので、それを踏まえて質疑があれば挙手にてお願いします。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今日は、御出席いただきありがとうございます。

私のほうから1点、ちょっとお聞かせください。この丁字路の部分、突き当たるように車両を運転して通られる方、このゼンリンの地図を見る限りでは、逆に行ったとして、丁字路を背に向けて行った場合に、突き当たるようなものに、よそには通り抜けできないような場所になっているのですけれども、何世帯ぐらいの方がこの丁字路を突き当たるように利用される、世帯数という大体どれぐらいでしょうか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 10世帯前後になると思います。正確には数えていないので。強く要望されたのは5世帯ぐらいの方が両方見えるようにしてほしいと、よく要望されています。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。午前中現場を確認したときに、片側のミラーだけが実際あったのですけれども、突き当たり右側だけ見える。左側も見える際に、ここにミラーを仮に取り付けたとしたら、隣の防犯灯や電柱があったのですが、角度的に、このまま今のところにもう一つつけたら、見にくくないかなという感じはしたのですけれども、要はポール自体をそのまま取って、新しく2つの鏡をつけてほしいという要望なのですか。それともここに1つを追加してほしいという要望なのでしょうか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 今あるやつにもう一個つけるという形にはなると思うのですが、柱が2枚タイプと1枚タイプでは違うと思うので、柱を替えた上で2個になると思います。一応防犯灯がちょっと見えにくいのではないかということだったので、木柱というのは見栄えには関係はないのですけれども撤去してくださいと、市民生活課のほうからありますので、もし2枚にするのであれば、来年度以降にはなると思うのですけれども、防災の上でも見通しの上でも自治会のほうで撤去は考えたいなと思っております。以上です。

○宮城克 委員長 ほかにございますか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今日は、どうもありがとうございます。

陳情の理由のところが一番上のほうにある、委員長からあったように、現場は見てきました。この地図から見ると、新垣さんという方の家、そこの隅切りをされていました。そんな関係で言うと、左側の視野というのは、割と広い感じを受けたわけです。これで言うと、そこに大きな車が駐車をしている。そのためにその隅切りの効果がなくなるというのは、参考人おっしゃるとおりだと思うのです。それは、スペース的に、大きな車を停めるだけのスペースはないように感じたのです。バイクぐらいだったらいいのかなと思うぐらいのスペースで、ということは通行の、あるいは交通事故防止の観点からも、そこのほうが問題なのではないかなというふうな印象を持ったわけなのですけれども、そこの住民の方と、簡単に、その要望というか、そこへの駐車はおやめいただきたいという要望は自治会としてやっていらっしゃるのか、その辺いかがですか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 自治会としてはその要望はしていないのと、あともう一つとしては、つけてほしいという要望された方からも、新垣さんの家に、要は一応敷地内には止めてはいるので、要望した方もちょっと

と注意がしにくいという話はしておりました。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それで、たまたまかもしれませんが、今日、視察行ったときに、その反対側、玉城さんという方のこの道路沿いに4台の車が止まっていたのです。これは、ほぼ間違いなく路駐の状態、確かに交通量の多いところに、さらに道路に駐車をしている状態だというようなことになると、これもカーブミラーを望む以前に、自治会として、地域の皆様方と協力して、このような違法駐車になるのではないかなと思っていますが、そういった駐車をおやめいただきたいというような活動も、交差点、交通事故防止の観点からすると、当然のようにそういったお話出てくると思うのですけれども、陳情であるカーブミラーの設置と関連する、交通事故防止というようなことを考えると、関連してくると思うのです。その辺は自治会としてはどのような取組をされているか、そこもちょっとお答えいただけますか。

○佐藤堅太郎 参考人 先ほど言われました玉城さんの家の前の路上駐車の件なのですけれども、先日、自治会会員の方からちょうど相談がありまして、一応玉城さんの家のほうにはそのお話はしようかなというふうに考えております。この玉城さんの家だけではなくて、城山団地全体に路上駐車が多いというような状況ではいるのですけれども、ただちょっと車庫が取りにくいという声も聞いてはいるので、ちょっと慎重には行きたいなと思っております。

○宮城克 委員長 委員の皆さん、ほかにございませんか。大丈夫ですか。

では、この件はそのまま進めていきたいと思います。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時21分)

○宮城克 委員長 陳情第74号 市道長田5号へのロードハンプ設置についての陳情を議題としていきたいと思います。

では、同じように佐藤参考人に当該箇所の説明いただきたいと思います。発言よろしくをお願いします。

○佐藤堅太郎 参考人 発言が許されましたので、説明したいと思います。

市道長田5号へのロードハンプ設置につきましては、交通量が多くて道路の幅員が狭いにもかかわらず、車の交通量が多く、さらにスピードを出す車が多いというのが見受けられます。また、国道330号への抜け道となっているというのも大きな要因かなと思えます。

さらには、平成31年1月28日には、周辺住民の署名と要請書が提出されております。これに関しましては、国土交通省のほうの資料に載っております。さらに国土交通省の道路安全対策室に、下のほうに書かれております令和3年7月29日に問い合わせたところ、住民の合意と注意喚起がロードハンプを設置する際には大事という回答を得まして、住民の合意というのが国土交通省に関しては重視していると思えますが、この署名と要請書というのは、住民の合意という面ではクリアしているのではないかなと思えます。

さらに、令和3年7月28日に通学路点検があったのですが、その際に本市の土木課の職員より、道路構造令により第3種第5級道路にしかロードハンプは設置できない。なので、宜野湾市の管理する道路には、その第3種第5級道路というのはありませんと、よって現場には設置不可能ですと回答されたのですが、国土交通省に問い合わせたら、4種4級にも設置はできますという回答があったというのと、あともう一つ

は、道路構造令を読むと、3種5級や4種4級にしかできないというふうには個人的には読めなかったのと、あとは豊見城市のわくわく児童館という場所の前にロードハンプが設置されてはいるのですけれども、豊見城市の道路課に問い合わせましたら、そこは3種3級か4種2級ではないかという回答がありまして、本市の土木課職員の説明の前提は崩れるのではないのかなと思います。

そこで、ロードハンプを設置するためにも、まず現在、市道長田5号が何種何級なのかというのをはっきりさせていただきたいのと、あとは設置するに当たっても、国土交通省に問い合わせましたところ、沖縄総合事務局にはゴム製のハンプというのがありまして、高さの調整とかもできて、一般的なコンクリートのハンプよりも騒音というのは軽減できるという話もありましたので、ぜひその辺も参考にしながらロードハンプ設置のほうを要望いたします。以上でございます。

○宮城克 委員長 では、委員の皆さん、今の説明、そして午前中に現場視察も行っていきますので、重ねて質問があれば挙手にてお願いします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 私、休日とか用事なんかでよくバイクを利用するのです。バイクは、運転する場合には、かなり慎重な運転になるわけですけれども、特に道路の形状というのが気になるのです。例えば普通の車に乗っている場合には、視線は割と前のほうに向けて運転しているわけです。これがバイクの場合には、今言ったように道路の形状、でこぼこだとか、あるいは場合によっては穴ぼこが開いていたり、そういったのはかなり気になるわけです。気にしなければ、気づかずに走ってくると、途端に転んでしまうのです。転ぶと当然のように大けがにもなるということがあって、本当に慎重に運転をするわけです。現場見て、上のほう、旧公民館ですか、あちらのほうから来て、左折をすると割ときつめの下り坂になっています。そこに仮にそういった、バイクの運転手から言えば障害物に見えるのです。スピードは出していないとしても、スリップの要因になってしまう可能性もあって、かなり怖い思いををすると思うのです。そこを通っている方々がいつもこの道を利用しているのであれば、それはそこにハンプがあって、さらに運転を注意しなければいけないというふうなことは当然のように意識の中に出てくると思うのですけれども、初めて通る方が例えば、四輪車だけではないですよ、通る方。自転車も通るしバイクも通る、いろんな方が通るかもしれない。そこで、バイクのドライバーの安全性とかそういったのは考慮されての陳情なのかというところをちょっとお伺いしたいです。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 バイクの方の意見に関しては、すみません、聞いてはいないのですけれども、そもそもロードハンプの目的は、国土交通省の資料をちょっと調べたのですけれども、そもそもロードハンプがありますと注意喚起をすることによって、この道を避けていただくといえますか、例えば通学の時間であれば、むしろ通らないで大通りをしっかりと通っていただくというのが目的になるので、ロードハンプを置いた上でしっかりと注意喚起を行うというのは大事なのかなと思ひまして、国土交通省の資料でも具体的な設置箇所として何個か挙げられるのですけれども、その1つといたしまして、通行する自動車のうち発着地とも地域外であるものが多くを占める区間という基準があるので、市道長田5号というのは、愛知から我如古に行かれる方、中城村の南上原から我如古に行かれる方といった発着地とも地域外であるものというものは多くを占めているので、注意喚起を行うことによって、その道を特に朝の時間とかはむしろ避けて行く、ロードハンプを置いて注意喚起することによって、むしろバイクは避けていただければなと個人的には思っております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 今日はどうもありがとうございます。午前中は視察で見てまいりました。旧公民館通りから下に行くところの斜面というのが急な場所で、このハンプですか、どの辺につけるような計画なのですか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 坂があると思うのですけれども、坂の傾斜がなくなった辺りにつけていただけたらなど個人的には思っております。坂につけるとやはり危険ではあるので、坂の下のほうにあるだけでもドライバーは注意喚起とそのハンプを見ただけでスピードを落とすきっかけにはなると思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 それで、役所の担当の方とこの現場検証というか、一緒に見たことありますか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 陳情に書いておりますが、令和3年7月28日の通学路点検の際に土木課の職員や県の中部土木事務所の方や警察署の方と一緒に現場確認しております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 そのときは、結局、この場所の検証ではなくて、全体的な検証で多分警察署とかいろいろ集まって見たと思いますが、具体的にその担当者と1対1というか、お話したのはありますか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 現場確認のときに土木課の職員の方とは、そもそも土木課の職員が市道長田5号にはロードハンプができないという前提ではあったのですが、後日、国土交通省に問い合わせで説明を受けまして、そのときの経緯などに関しては、土木課の職員には伝えております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 抜け道とか交通量が多いということで、自治会としても何かの対策、例えばその時間帯に車が通るときに注意するとか、そういうのが地域でそういう活動があったかどうか確認させてください。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 対策につきましては、電柱にスピードを出さないよという看板は貼りつけておりますのと、平日に関しましては、7時半から8時までは交通指導員を自治会として配置しております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 指導員を配置して対策しても危険と理解していいですね。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 注意喚起しているにもかかわらず、やはり私自身もこの場所に立ったことはあるのですが、立っている人に気を使って遅くする車もありはするのですけれども、もうスピード出す車はもう出します。結構この人スピード出すなど覚えてしまうこともあります。毎日結構スピード出しているなという感覚はありました。

○宮城克 委員長 1回休憩します。(午後2時30分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時33分)

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほど言われていた朝の交通指導は、具体的にどの辺りになるのでしょうか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 ゼンリンの地図で見ますと、マンション長田第1の前に立っておりました。今の別の方が、私自身は別の場所に行って、別の方が今は立っております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、いわゆる今交通指導員の方が立っている場所と同じところにハンプを設置してほしいという要望でよろしかったでしょうか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 交通指導員が今立っている場所付近で平坦なところに立てていただきたい。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 以前、地域の方で反対をされているみたいな話もちらっと聞いたのですが、今回は、このハンプという、割と音がうるさかったりとかもあると思うのですが、その辺は大丈夫なのですか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 米須前会長から話は引き継いではいるのですが、前はハンプではなくて、最初、ポールを人が歩くところと車のところに設置しようとしたのですが、その棒を設置することに対して反対があったという声を聞いております。今回に関しては、ロードハンプに関しては署名があるというのと、あとは先ほどお話ししたのですけれども、騒音が一番の問題にはなると思うのですが、沖縄総合事務局が保有しているそのロードハンプで高さを調整すること、あと設置場所とかも動かしやすいロードハンプが国土交通省の方のお話ですとあるということなので、そちらのハンプを活用して、場所とか高さとかしっかり調整すれば騒音の問題というのは軽減できるのではないかなと感じております。以上です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 知っていればいいですけども、前回、ポールが反対された何か理由みたいなものというのは知っていたりしますか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 理由の一つとして聞いている程度ではあるのですが、車が出にくくなるということとか、あとは逆に道が狭いので、よく朝別の方向から来た車がならみ合いになることが多いので、そのときにポールだとよける場所がなくなるというのを心配している声もあります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

では、そのまま進めてまいります。いいですね。

○宮城克 委員長 1回休憩します。(午後2時40分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時40分)

○宮城克 委員長 では次に、陳情第75号 市道長田13号の全面改修について、参考人より説明いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 発言が許されましたので、説明したいと思ひます。

市道長田13号の全面改修についてですが、次の陳情にちょっとかぶる部分も多いのでありますが、説明し

たいと思います。陳情の要旨といたしましては、沖縄自動車道横の市道長田13号を部分的にパッチワークのように修理はされているのですが、部分的な補修であるので、つぎはぎだらけででこぼこしているのです。なので、部分的な修理ではなくて全面的に改修することを要望いたします。

陳情の理由といたしましては、先ほど言った部分的な修理で道がでこぼこしているというのと、あと道がでこぼこしているので、1個前の陳情でも出たのですが、特にバイクが走るときにでこぼこをよけるためにちょっと危険な運転になってしまったという声も聞いております。さらに、高低差もすごい道ではあるので、でこぼこというのはしっかり、もう全面的に掘り返してきれいにするというのが望ましいのではないのかなと思います。

一応、道路法第42条には、道路管理者、ここで言うところと宜野湾市になると思うのですがけれども、常時良好な状態を保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないというものもあるので、ぜひこの辺は修理してほしいなと思います。

特に道路修繕に関してなのですが、2013年に道路法が改正されたのですが、その以前というのは、道路の劣化が進行してから修繕を行う、事後対応というやり方がメインだったと思うのですが、法律が変わって点検とかを定期的にしっかり行って、ひどく破損するなどして事故が起きる前に、損傷が軽微なうちに修繕などの対策を講じる予防保全型のほうに道路法というのが変わったと国土交通省の資料には書いてありました。

先日、我如古区の自治会長と一緒に要請書を提出はしておりますが、本市の土木課の回答といたしましては、予算がないので、壊れたときに壊れた部分だけを修理すればいいという回答でありましたので、その回答というのは道路法の昔の事後対応の理念になってしまっているのではないのかなと個人的に感じました。なので、予防という意味に関してでも、もう部分的にやるのではなくて、全面的にきれいにしたほうが長い目で見ても、地方自治法に、地方自治というのは最少の費用で最大限の効果を出さないといけないと思うのですが、その面においても部分的な修理というのは道路法的にも地方自治法的にもちょっとおかしいのではないのかなと思います。

さらに、道路の周辺地域の人口というのは、令和3年10月末現在にはなるのですが、長田区は9,966人、我如古区は8,772人で、西原町の千原や中城村の南上原を入れるともっと多くはなると思うのですが、宜野湾市で10万人の人口と考えても長田や我如古の人口って多いのではないのかなと思います。

さらに、琉球大学の学生も道路を利用してはいるのですが、琉球大学の学生数というのは7,976人で、全員が琉大北口から行くとは限らないのですが、南口とか東口から行かれる学生もいらっしゃると思うのですが、その数字を考えても市道長田13号というのは、利用されている方も多いため、全面的に改修する必要があるのではないのかなと感じます。以上です。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。

では、委員の皆様、今の説明、そして午前中に視察もしておりますので、改めて質問のある方は挙手をお願いします。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 まず、質疑に入る前に、地域の自治会長として、住民の皆さん方の要望だとかそういったのを積極的に訴えているというところで敬意を表したいと思います。すごいなと思っています。

質疑に入ります。全面的なその改修に今のお話聞きますとこだわっているような感じに受け取ったのですが、例えば部分的な補修を、できればそれはきれいにやり直すのが理想だということは、私たちも承知はし

ているつもりですけれども、部分補修では駄目だよという何か根拠はあるのでしょうか、ちょっとその辺お答えをお願いします。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 駄目な理由の一つとしては、あの辺りの道路といいますのは、自転車やバイクの交通量が多いというのが駄目な理由の一つとして挙げられるのですけれども、先ほども伊佐委員がおっしゃったように、バイクってちょっとした障害物ですらすごい神経を使うというのがあると思うのですけれども、もうローバンプも気にならないぐらいかなりでこぼこしていて、よけないといけないというのを考えましたら、部分的な修理というのは、交通事故を逆に引き起こす原因になるのではないのかなと感じております。なので、きれいにして安全な道にしたほうが、そこを個人的には要望しております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 おっしゃるとおりだと思いますが、ただやっぱり予算の関係があって、差し当たって危険除去において、自転車、バイクという本当にちょっとした衝撃で大きな事故にもなる可能性があるのですけれども、それは市道を管理する者として、事故防止の観点からもきちんと補修しなければいけないと思っておりますが、ただ全面改修というような形になりますと、大きな予算が必要であって、それまでの間、部分的補修はしなくていいのかということにも、またこれは言語道断で、事故を起こしては大変なことになりますから、その都度補修をしているふうな、今日、土木課の職員の方から聞いております。その辺に関する、部分補修では駄目だよというふうなのをかたくなに主張するのか、または差し当たっては部分補修でもいいよというようなお考えをお持ちなのか。ちょっとお願いいたします。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 個人的な見解ではあるのですけれども、次の市道1号の話題にもなるのですけれども、もう部分的な補修をしたところで、もうひどいところだと1年単位でもたなかったという声とかも聞くので、部分補修を毎年していくのも、それはそれで予算がかかってしまうのかなと感じております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ですから、今部分修理をしても持たないよと、であれば全面補修したほうがいいのではないかというのは、それは当然のことだと思うのですけれども、ただ財政的に宜野湾市かなり厳しい財政事情を持ってまして、それは簡単にいかないよというのは御理解いただけると思うのですけれども、その間の部分補修というのを否定しているというようなことではないということと理解していいのですね。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 その間の全面的にするまでの部分補修を否定しているわけではないのですが、部分補修を繰り返したところで焼け石に水かなという意見は持っております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 陳情の理由4つ目に、令和3年11月8日に長田区、我如古区自治会長の連名で要請書を提出しているというふうにあるのですけれども、これは、そちらの自治会の区域も関わっている道路ですので、一緒に要請書を出しませんかと、どちらかが先に言っているはずなのですよ。どちらからされたものですか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 私から我如古区の自治会長のほうに声をかけて、長田区だけではなくて我如古区の問題でもあるので、一緒に要請書を出しましょうと提案いたしました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 その前の2つの陳情に対しては、陳情の理由で、近隣の方からも要望があったとあるのですけれども、ここの陳情の理由には近隣の方からの要望というものは特に記されてはいないのですけれども、この道路の状況を見て、自治会長兩名として、これは全面補修が必要ではないかというようなところでの陳情に至っているということに認識していいですか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 理由には書いてはいないのですけれども、近隣の住民からの要望というのは数多くいただいております。要請書なども出してあります。長田区だけではなくて我如古区のほうでも何度も要請書は出しているという話は聞いております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ある地域で、以前、ある部分、この区域の部分、相当でこぼこしている道があって、これを直したほうがいいかなって思ったことがあったけれども、近隣住民の方が、最初は近隣の方もこぼこしているのを直してほしいというような話をしていくうちに、きれいにしたら道路が補修されて車の速度が上がると、そうしたらここに住んでいる周辺の交通安全が維持できないから、やっぱり直さないほうがいいのかという地域住民の声で、結局、その声が上がらなかったというのがあるのです。自発的に直さないほうがいいのかという結果に至ったというのがあるのです。

私が引っかかったのは、この陳情の理由の中に住民からの要望があったということが書かれていないというところも引っかかって、以前にそういったケースを知っているものですから、果たしてこの隣接している世帯の方たちって、本当にみんながみんな求めているものがあるって、ちゃんと自治会に要望があって、自治会長がそれを代表して要請をしているのかなというのが気になったところではあるのですけれども、もう一度この要請に至る経緯というのを教えてください。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 要請に至る経緯といたしましては、その道路付近の志真志ハイツという場所に住んでいる方の要望がありまして、それもお一人ではなくて、志真志ハイツに住まれている方の数名の要望があって、志真志ハイツの方、その道路をよく利用されていまして、逆にこぼこしているのでもこぼこをよけるのが大変であるというのを聞いたのと、あとはその速度の件なのですけれども、今結構でこぼこはしているのですけれども、学生とか若い人が多いというのもあって、若い人って高齢者と同じぐらい事故率は高いというのは、スピードを出すからだと思うのですけれども、若い人が多いのもあって、でこぼこしている今でもスピードが速い車というのは存在している点は事実です。なので、このでこぼこしているしていない関係なく、スピードに関して注意喚起というのは必要なかなと思っております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 1件だけ、すみません。この場所は琉大が通りになるところがあって、我々が見た範囲には、部分的にちょっとでこぼこしているところがあって、全体的にはあまり悪いような道というようなことは思わなかったのですが、ただ全面舗装すれば、きれいにまたなるとは思いますが、そこで事故とか何かそういうものはお話を聞いておりますか。何か大きい事故とか小さい事故、その辺の。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 すみません。事故に関しては聞いてはいないのですけれども、やっぱり地域住民の

方から何度かよけたけれども、ぶつかりそうになったというのは、2～3件聞いております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○又吉亮 委員 要するに、安全面とかそういうふうなものもあるとは思いますが、部分的に工事するよりは全面補修したほうがいいということではないのですか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 一応全面的に改修したほうがいいと思うのですが、特にでこぼこしている地域というのが志真志ハイツ集会所という場所から琉大北口にかけて、こちらは志真志と一部西原町が入るので、その辺りが一番気になる場所なので、我如古のほうまでしていただければ一番ありがたいのではあるのですが、喫緊で必要だなと思うのは、先ほど言った辺りになります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 それでは、進めましょう。

○宮城克 委員長 1回休憩します。(午後3時00分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時01分)

○宮城克 委員長 では、陳情第76号 市道長田1号全面改修について聞きたいと思います。

では、参考人よろしく願います。では、どうぞ。

○佐藤堅太郎 参考人 発言が認められましたので、説明いたします。

市道長田1号に関しましても、市道長田13号とほぼ理由はかぶるのではありますが、部分的な補修ばかりしているので、パッチワークみたいになっているというのが気になる理由ではあるのですが、先ほどの理由につけ加えたい理由がありまして、先ほどとちょっと違う条件にはなるのですが、市道1号の場合は、バスなどの大型車両が通る台数というのが非常に多いのです。一応、先ほどバスの時刻表を見て、97番、琉大線と98番、琉大線と、あと297番と中城村の護佐丸バス、もうざっとではあるのですが、数えましたところ、1日約200本通る計算になりました。なので、1日200台のバスが結構狭い道にもかかわらず通っているというのもあるので、先ほど言ったその人口的な理由でありましたり、琉大の学生が多いという理由でありましたり、長田区だけではなくて我如古区からもそういう声が出ているという理由に加えて、バスなどの大型車両が多く通行しているので、なおさら部分的な修理をしても、バスなどの大型車両が1日200台も通っているわけですので、先ほど以上に焼け石に水になってしまうという懸念を抱いております。

○宮城克 委員長 ありがとうございます。では、委員の皆様、こちらのほうも今の説明、そして午前中現場視察したのも重ねて質疑があれば挙手で願います。いかがでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 ここまででちょっとお尋ねしたいのですが、要はバスが200台ぐらいつ通りというふうなこと、確かに多いのだらうなというふうな印象を持っています。このバスのドライバーはかなり気を使いながら運転をしなければいけないと思いますけれども、バス会社からのこういった状況というか、あるいは要望だとかそういったのはあったのでしょうか。聞いていらっしゃいますか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤堅太郎 参考人 すみません。バス会社の要望に関しては聞いておりません。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 バスも通るぐらいですから、大型トラックなどの車両も当然大きなダンプカーとか輸送のトラックなんかも通っているのかなと思っていますけれども、例えばそれが通ることによって、交通安全の観点からすると、危険度が増していくようなイメージを持つわけですが、地域の皆様方から、例えば何らかの要望、通すなというような要望はないと思うのですが、何らかの対策を取ってもらいたいというような、この道路の状況だけではなくて、交通安全の観点からそういった要望というのはお聞きになっていますでしょうか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤聖太郎 参考人 この道路に関しましては、交通安全というよりはでこぼこしていて掘り返されている道路に関しましては、大型車両が、場所で言いますと、我如古の琉大北口のセブンイレブンの向かい辺りに住まわれている方が、でこぼこしているところを大型車が夜通ると眠れないという要望があったので、どうかしてほしいのは要請書も出してはおります。

関係はあるか分からないのですが、南上原付近では、大型トラックのヤードもちらほらありますので、バスだけではなくダンプなどの通る回数というものは多いのではないのかなと推測しております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これが最後の陳情案件なので、4つに関わることなのですけれども、本来自治会長というところで、当局に対して、宜野湾市に対して要請というふうには、今までの自治会長としての手法としてされてきたと思うのですが、ほかの自治会長もされているはずなのですから、今回それに限らず議会に対しての陳情というふうに、その手法を使った理由をお聞かせいただけますか。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤聖太郎 参考人 なぜ議会に陳情を出したかといいますと、理由といたしましては、今年行われました第6回議会報告に関しまして、長田1丁目26の14の秋津保育園駐車場付近のカーブミラーの件で土木課に前の前の会長のときから土木課に要請していたのにもかかわらず、全然動いてくれなかったと、なのでちょっとある方からの提案で議会報告があるので、そこに要望を出したらいいのではないかとこの提案を受けまして、4～5人でそのカーブミラーの件を議会報告で出しましたところ、右しか見えないカーブミラーを改善し、左右見えるようにしてほしいという要望だったのですが、議会報告に今回出したら、土木課が動くという議会としての回答としていただいて、土木課に要請するというのも大事な作業ではあるのですが、スピード性というのを考えましたら、議会を通したほうが早いのではないのかなと考えまして、今回の手法を取らせていただきました。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 自治会長として地域住民、近隣住民から要望があった際に、市に対して要請をする際には、ごく少数と言ったらおかしいかもしれないのですが、その課題に関わる人たち、利害関係がある人たちの要望を受けて要請することはできるのですね、今までは。これまで、今回の4件の陳情とは別に、これまで上がってきた陳情というのは、個人であったりある団体であったりということなのですから、団体では何とかの会となったとき、その部分に対しての陳情をしてくと、要するに100%総意をもって陳情を上げてこられているのです。今回、長田区自治会として、自治会長として陳情を上げたということは、長田区自治会の総意であるというふうに私は認識しているのですが、陳情を上げるまでの過程として、総

会などをやったのでしょうか。総会で全ての会員からの要望であるということを得た上で、今回陳情として上げられてきているのか確認させてください。

○宮城克 委員長 佐藤参考人。

○佐藤聖太郎 参考人 総会などには行ってはいないのですが、自治会長の仕事といたしましたら、区民からの要望を受け取って、それを実現するというのが大事なので、議会に陳情するというのは区民からの要望を実現するための大事な手段なのかなと思っております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

○宮城克 委員長 本4件については質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時10分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時20分)

【議題】

議案第74号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第77号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第78号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第79号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第74号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第77号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第78号 令和3年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第79号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第1号)、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第74号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第77号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第79号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時22分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時22分)

【議題】

議案第86号 宜野湾市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第88号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第86号 宜野湾市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、議案第87号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第88号 宜野湾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第86号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第87号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第88号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時24分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時25分)

【議題】

議案第91号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約について

議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(1工区)請負契約について

議案第93号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（3工区）請負契約について

議案第94号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（2工区）請負契約について

議案第95号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約の議決内容の一部変更について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第91号 喜友名23号道路整備工事（2工区）請負契約について、議案第92号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（1工区）請負契約について、議案第93号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（3工区）請負契約について、議案第94号 令和3年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（2工区）請負契約について、議案第95号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（4工区）請負契約の議決内容の一部変更について、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。

これより議案第91号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第92号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第93号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第94号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第95号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

議案第97号 倉浜衛生施設組合格約の変更について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第97号 倉浜衛生施設組合格約の変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第98号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第98号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第98号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第99号 市道の認定について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第99号 市道の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

請願第 6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第 11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

陳情第 9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第 15号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

- 陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- 陳情第60号 トロピカルビーチの整備について
- 陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について
- 陳情第64号 ごみ箱と外灯の追加設置について
- 陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について
- 陳情第67号 犬のふんの放置改善について
- 陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について
- 陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について
- 陳情第70号 交通手段の増加・拡大について
- 陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について
- 陳情第72号 ごみ箱設置について
- 陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について
- 陳情第74号 市道長田5号へのロードハンブ設置について
- 陳情第75号 市道長田13号の全面改修について
- 陳情第76号 市道長田1号全面改修について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、陳情第56号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、陳情第60号 トロピカルビーチの整備について、陳情第61号 宜野湾市を中心とした交通網の整備について、陳情第64号 ごみ箱と外灯の追加設置について、陳情第66号 大山小裏・大謝名小周辺の細道について、陳情第67号 犬のふんの放置改善について、陳情第68号 ニトリ大山店から伊佐のKMマンションまでの街灯設置について、陳情第69号 バス停への電子掲示板設置について、陳情第70号 交通手段の増加・拡大について、陳情第71号 森川公園内のバスケットコートとスケボーパーク設置について、陳情第72号 ごみ箱設置について、陳情第73号 城山団地内丁字路へのカーブミラー追加について、陳情第74号 市道長田5号へのロードハンブ設置について、陳情第75号 市道長田13号の全面改修について、陳情第76号 市道長田1号全面改修について、以上20件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本20件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午後3時35分)